

別紙 7

争点 1 (本件国外関連取引の独立企業間価格を算定する方法)
についての当事者の主張の要点

- 5 1 争点 1-1 (本件国外関連取引の独立企業間価格を算定するにつき基本三法又は基本三法と同等の方法を用いることの可否) について
(被告の主張の要点)

(1) 本件ライセンス取引を構成する個別の取引ごとに独立価格比準法と同等の方法を用いて独立企業間価格を算定することができないこと

- 10 ア 本件ライセンス取引を構成する個別の取引ごとに独立企業間価格を算定することが合理的ではないこと

(ア) a 租税特別措置法通達 6 6 の 4 (3) - 1 は、その柱書きにおいて、「独立企業間価格の算定は、原則として、個別の取引ごとに行うのであるが、例えば、次に掲げる場合には、これらの取引を一の取引として独立企業間価格を算定することができる」旨を定めた上で、「(1)」として、「同一の製品グループに属する取引、同一の事業セグメントに属する取引等を考慮して価格設定が行われており、独立企業間価格についてもこれらの単位で算定することが合理的であると認められる場合」を掲げている。

15
20
25
また、移転価格ガイドライン (2010年 (平成22年) に改訂される前のもの) 1. 42 においても、「理想をいえば、公正な市場価値の最も正確な近似値を得るためには、取引ごとに独立企業原則を適用すべきである。しかしながら、個々の取引は密接に結びついているか又は継続的に行われているため、別々には適正に評価することができない場合がしばしばある。その例には、(中略) 無形資産の使用に関する権利 (中略) が含まれよう。」とされている (移転価格ガイドライン (2017年 (平成29年) に改訂される前のもの) 3. 9 も同旨)。

b 原告は、独立企業間価格の検証は、個別の取引ごとにするのが原則であり、例外的に複数の取引を一括して取引単位として検証することができるのは、一方の取引の価格が他方の取引の価格を考慮して決定されている場合等の複数の取引を構成する個々の取引の対価について当該取引のみを個別にした場合とは異なる価格設定をするであろう場合だけであるところ、このことは、移転価格ガイドライン（2017年（平成29年）に改訂される前のもの）3.9が「理想としては、独立企業間の条件の最も正確な近似値を得るためには、取引ごとに独立企業原則を適用すべきである。」としていることや、租税特別措置法通達66の4(3)-1の文言からも明らかである旨主張する。

しかし、前記aに加え、個々の取引を別々に適正に評価することができない場合は、一方の取引の対価が他方の取引の対価を考慮して決定されている場合等価格設定に密接な影響を及ぼしている場合だけに限られないのであって、価格設定への影響は、飽くまでも、判断の際に考慮する一要素としての位置付けにすぎないから、原告の主張は、根拠のない独自の見解にすぎない。

(イ) 原告グループは、薬品、機械及びめっき液管理装置の3つの全てを手掛ける企業として、競合他社との差別化を図り、顧客のニーズに合致しためっき薬品やめっきプロセスを提供し、めっき薬品の供給及び技術サポートをするという事業形態を採用している。また、原告の主要なめっき薬品が用いられるプリント配線板向けめっき薬品の市場においては、一般に、1つのめっき薬品のみが使用されることによって1つの表面処理加工が完成するのではなく、複数の前処理剤等を含むめっき薬品がめっき処理のプロセスにおいて順次使用されることによって、顧客が求める表面処理加工が実現されることが多い（乙46、86、143）。そして、顧客が求める表面処理加工の性状等が様々であるため、個別の枝番ごとに分けられたため

つき薬品や個々のめっき薬品の製造、使用、管理等（以下「製造等」という。）のノウハウ等が単発的に開示されるのみでは、顧客が求める表面処理加工を実現するためのめっきプロセスは完成せず、これらが包括的に開示されることにより初めて顧客のニーズに対応した表面処理加工を可能とするめっきプロセスを提供することができる。例えば、Z10に対して開示されたZ10ライセンス製品によって対応することが可能なめっきプロセスは、1プロセスのみであったが（乙27ないし31, 46, 143）、本件国外関連者に対して開示された本件ライセンス製品によって対応することが可能なめっきプロセスは、4プロセスで、かつ、様々な表面処理加工を可能とするものであり（乙20ないし22, 24, 46, 47, 107, 143）、このことが、台湾の市場における原告グループの事業活動の中核であり、本件国外関連者における超過利益の源泉となっていた。

このような原告グループの事業活動を前提とすると、原告から本件国外関連者に対して個々のめっき薬品の製造等のノウハウ等が単発的に開示されるというのではおよそ不十分であり、Z10には開示されていないめっき薬品の製造等のノウハウ等も含めて多種多様なめっき薬品の製造等のノウハウ等が包括的に開示され、豊富な品ぞろえを備えるとともに、顧客の個別的なニーズに応えるための新製品の開発をし、かつ、当該新製品の製造等のノウハウ等も適時に開示されることが必要不可欠であったと認められ、本件国外関連取引は、このような包括的なめっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾を内容とするものであった。

したがって、本件ライセンス取引について、個別のめっき薬品の製造等のノウハウ等ごとの使用許諾取引を単位としてZ10ライセンス取引と比較することは、原告グループの事業活動の実態からかい離した手法であって、妥当性を欠くというべきである。

(ウ) 原告は、様々な事情を指摘した上で、本件ライセンス取引を構成するあ

る個別の取引の価格が、当該取引とは別の取引の価格を考慮して決定されておらず、複数の取引をまとめて検証することが許される場合に該当しないから、個々のめっき薬品に係る個別の取引ごとに独立企業間価格を検証すべきである旨主張するが、次のとおり、全て失当である。

5 a (a) 原告は、被告が前記(イ)に主張するような事業実態は、いわゆる移転価格税制において考慮することを要しないものとされている規模の経済や広範な活動の相互関係等の多国籍企業グループ内の取引であることから生ずる関係を指摘するものにすぎない旨主張する。

10 15 しかし、移転価格ガイドライン（2017年（平成29年）に改訂される前のもの）は、取引単位の決定及び独立企業間価格の算定方法の決定は、いずれも比較可能性分析の1つの典型的な手順であるとする（同3.4及び同3.9）とともに、比較可能性を決定する際の重要な要素として、①移転した資産又は役務の特徴、②当事者が遂行する機能、③契約条件、④当事者の経済状況及び⑤当事者が遂行している事業戦略を挙げているところ（同1.36）、前記(イ)に主張した事業実態は、いずれも上記の要素に当てはまるものである。

(b) 原告は、前記(イ)の被告の主張は、具体的な取引を離れて企業グループの事業形態を主張するものであり、独立企業間価格を算定するための比較対象分析の問題とは無関係である旨主張する。

20 25 しかし、前記(イ)の被告の主張は、原告と本件国外関連者との間で実際にされた取引の実態について述べたものである。また、移転価格ガイドライン（2010年（平成22年）に改訂される前のもの）1.17においても、比較可能性分析において、移転された資産又は役務の特性、使用した資産や引き受けたリスクを考慮して当事者が果たす機能等の独立企業間の取引条件に影響を与えると思われる取引又は企業の属性を比較する必要がある旨が定められている（移転価格ガイド

ライン（2017年（平成29年）に改訂される前のもの）1.36も同旨）のであって、原告と本件国外関連者の間で取引されためっき薬品の製造等のノウハウ等という無形資産及びBB品の特性、当事者の果たす機能等が、比較対象分析の問題とは無関係とはいえない。

5 (c) 原告は、本件国外関連者は、めっき薬品、機械及びめっき液管理装置を必ずセットで販売しているのではなく、また、仮にその全てを販売する場合においても、製品ごとに価格を決定している旨主張する。

原告の主張が、仮に、前記(i)のような原告及び本件国外関連者の事業実態を否定する趣旨のものであれば、原告が作成しているパンフレット（乙17）等の記載に反する。また、仮に、前記(i)のような原告及び本件国外関連者の事業実態と本件国外関連取引の独立企業間価格を算定する際の取引の単位を確定することとが無関係である又は次元が異なるという趣旨のものであれば、原告及び本件国外関連者の事業実態を無視して独立企業間価格を算定する際の取引の単位を検討しようとするものであり、原告の主張によっては、本件国外関連取引の価値を適切に把握し得ないことを示すものである。

10 b (a) 原告は、2つのめっき薬品を使用するめっきプロセスについても、それぞれのめっきが有する機能に着目して行われるのであって、2つのめっきをすることによって個々のめっきが有する機能と異なる新たな価値が生み出されることはない旨主張する。

しかし、被告は、前記(i)のとおり、本件国外関連取引は、めっき薬品の製造等のノウハウ等が包括的に開示され、品ぞろえが豊富であることにより顧客のニーズに対応した表面処理加工を可能とするめっきプロセスを提供することができることが、その超過利益の源泉である旨を主張するものであり、原告の主張は反論になっていない。

25 (b) 原告は、無電解金めっきをしたからといって、無電解ニッケルめっ

きの密着性を向上させるという機能が高められ、新たな価値を生み出すものでも、価値が高められるものでもないし、Z57は、従来のめっきプロセスの枠内の置換金めっき液であって、新たな価値を生み出した画期的な製品ではない旨主張する。

5 しかし、被告は、品ぞろえが豊富なことにより無電解めっきの機能が高められるから付加価値を有すると主張していない上、Z57については、原告自身が、画期的なものとして業界雑誌において紹介している（甲120）。

10 (c) 原告は、複数のプロセスに対応するめっき薬品が存在するからといって複数のめっき薬品の売上げが増加することはなく、複数のめっき薬品の一方の価格が他方の価格を考慮して設定される関係も生じない旨主張する。

15 しかし、本件ライセンス製品は、めっきプロセスごとにパッケージで販売されるのが通常であり、めっき薬品の品ぞろえの違いがめっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引の対価の額に影響を与えるのであって、本件ライセンス取引について、一定の品ぞろえを伴った複数のめっき薬品の製造等のノウハウ等が包括的に開示されるパッケージとしての取引として評価して初めて、その価値を適切に把握することができるというべきである。

20 (d) 原告は、めっき薬品の品ぞろえが豊富であることによってめっき薬品が多く売れることはあり得るが、そのことは、各めっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾の対価であるロイヤルティの額が、他のめっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引を考慮して決定されていることを示すものとはいえない旨主張する。

25 しかし、品ぞろえが豊富であることにより顧客の様々なニーズを満たすめっきプロセスの提供が可能となり、本件ライセンス製品の売上

5
10
15
20
25

げも向上することになる。そして、無形資産の使用許諾取引において、当該無形資産によっていわゆるライセンシーが獲得することが期待される利益が増加する場合には、その使用許諾取引に係る対価の額も高いものであってしかるべきである。そして、品ぞろえの違いが対価の額に影響を与える以上、本件国外関連取引は、一定の品ぞろえを伴った複数のめっき薬品の製造等のノウハウ等が包括的に開示されるパッケージとしての取引であると評価して初めて、その価値を適切に把握することができるものというべきである。

c (a) 原告は、表面処理加工のプロセスを開発提供する事業をしているのではなく、ユーザーが公知の技術であるめっきをする際に使用するめっき薬品を開発しているだけである旨主張する。

しかし、原告は、本件各更正処分等に先立って大阪国税局がした調査の担当者(以下「本件調査担当者」という。)に対し、単にめっき薬品のみを販売しているのではなく、ユーザーが考えている表面処理に合うように相談をも含めてめっきの出来上がりまでを販売しているのではないかという問いを肯定する趣旨の回答をし(甲100)、平成23年3月期の有価証券報告書にも、めっき薬品の開発のみならず、各種めっきプロセスの開発をしていることを明記している(乙86)。

したがって、原告は、めっき薬品を利用した顧客の製品の表面処理の完成までに必要とされる技術指導等の役務をめっき薬品の製造等のノウハウ等と共に提供しているというべきである。

(b) 原告は、原告が本件国外関連者に対して製造等のノウハウ等の使用を許諾した多数のめっき薬品のうちめっきプロセスで使用されるものは一部であり、また、顧客は、特定のプロセスで用いられる複数のめっき薬品の全てを特定のメーカーから購入するとは限らず、本件国外関連者がめっきプロセスで使用されるめっき薬品の一部を単体で販売

することもある旨主張する。

しかし、Z3が販売する主要なめっき薬品（乙50の4）は、全てめっきプロセスにおいて使用される製品であって（乙46）、めっきプロセスで使用されないめっき薬品は僅かであったといえる。また、めっきプロセスにおいてはめっき薬品同士の相性が重要であることから（乙107）、めっきプロセスで使用されるめっき薬品が単体で取引されることは例外であり、Z3の主力ユーザーも、通常、原告のめっき薬品を使用しためっきプロセスを利用していた。

(c) 原告は、顧客であるプリント基板メーカーが、めっきプロセスで使用するめっき薬品について、個々のめっき薬品ごとに購入の可否を決定するところ、現に、台湾のプリント基板メーカーによる最終表面処理の市場において、無電解ニッケルめっき液の原告グループのシェアは、約70%であるが、無電解金めっき液の原告グループのシェアは、約30%にとどまっております。これは、証拠（甲118、121、122）によっても裏付けられる旨主張する。

しかし、原告が上記に指摘する無電解金めっき液のシェア（甲118）については、他の証拠（甲24）との食い違いがあるほか、いつの時点のシェアについてのものであるかも不明であるから、信用性が乏しい。この点をひとまずおくとしても、約30%のシェアは、それ自体高い占有率であるといえるし、無電解金めっき液については後発の企業であった原告が、それだけの高いシェアを獲得するに至ったのは、製造工程や化学製品の供給を一本化することを好み、通常は、1社のサプライヤーが1つの製造工程に対して責任を負い、問題が生じた場合には、メーカーは、特定のサプライヤーに直接支援を求めるとされる台湾の企業の傾向（甲78）にも鑑みると、競争力の高い無電解ニッケルめっき液の製品を擁していたからと推認することができる。

そうすると、無電解ニッケルめっき液のシェアと無電解金めっき液のシェアが異なることをもって直ちに、本件国外関連者がこれらのものをパッケージとして販売していなかったとはいえず、これらを含む複数のめっき薬品をプロセス単位で販売することができることにより、
5 本件国外関連者が台湾における無電解ニッケルめっき液の高いシェアを維持し、かつ、後発の無電解金めっき液についても高いシェアを獲得することができたものというべきである。

また、原告が指摘する証拠（甲 1 2 1, 1 2 2）は、そもそも関連性がないもの（甲 1 2 2）か、信用性が乏しいもの（甲 1 2 1）である上、本件国外関連者がめっき薬品をプロセスごとにパッケージとして販売していたこと（甲 1 2 1）又は原告が複数のめっき薬品をパッケージとして販売していたこと（甲 1 2 2）という被告の主張を裏付けるものともいえる。
10

(d) 原告は、各種めっき薬品は、一般に、ユーザーに対してパッケージで販売されるのが定型的な販売方法であるとはいえない旨主張する。
15

しかし、原告は、めっきプロセスにおける一連の薬剤をパッケージとして販売し、製品に不具合が生じた場合に全プロセスに責任を持つことを特徴としている（乙 1 5 0）。加えて、前記(c)のような台湾のメーカーの傾向は、原告のめっき薬品のユーザーも同様であり、そのほとんどが原告のめっき薬品のみを用いためっきプロセスを採用している（乙 4 9）から、ユーザーが個別の工程ごとに最適なめっき薬品を選定している場合があるとしても、めっきプロセスの一部の工程についてのみ本件ライセンス製品を用いることは、例外的である。
20

したがって、本件ライセンス製品は、台湾においては、めっきプロセスごとにパッケージで販売されるのが通常というべきである。
25

(e) 原告は、本件国外関連者は、各めっき薬品の販売価格を競合他社の

販売価格と対比して決定しており，あるめっきプロセスに2つの本件
国外関連者のめっき薬品が採用されているからといって，個別の販売
価格よりも高く売ることも，他の取引を勘案して価格を決めることも
ないし，本件国外関連者は，全てのめっき薬品を買ってくればめっ
5 きプロセスの全てについて本件国外関連者が責任を持つことをセール
スポイントとして販売活動をしているが，その点に利点を感じないメ
ーカーは，一部のめっき薬品しか購入しない旨主張する。

しかし，被告は，複数のめっき薬品を販売する場合に，個別で販売
するよりも高く販売されると主張するものではなく，多様なめっき薬
10 品をそろえてこれをめっきプロセスごとに提供することには，単に
個々のめっき薬品を販売することの価値を足し合わせる以上の付加価
値がある旨主張するものである。また，一般に，複数の製品をセット
で販売する場合に個別の製品を販売する場合よりも値引きをすること
はあるが，その場合においても，複数の製品が売れることにより利益
15 は増加するのが通常である。

(エ) 原告は，様々な事情を指摘し，本件ライセンス取引を構成する個別の取
引ごとに対価の合意が成立しているとして，複数の取引をまとめて検証す
ることは許されない旨主張するが，次のとおり，全て失当である。

a (a) 原告は，移転価格税制は，国外関連者との間でされた実際の取引を
20 別の取引に置き換えることを認める制度ではなく（移転価格ガイドラ
イン（2017年（平成29年）に改訂される前のもの）1.64及
び同1.65参照），法人と当該国外関連者が実際にした取引を前提
に，法人の所得の計算上，当該取引が価格の点についてのみ独立企業
間価格でされたものとみなして当該法人の所得の計算をする制度であ
るところ，本件ライセンス取引においては，本件国外関連者がその取
25 引の開始（製造等のノウハウ等の開示）の申込みをした時期も，原告

が当該申込みを承諾して当該ノウハウ等を本件国外関連者に開示して取引を開始した時期も、めっき薬品の製造等のノウハウ等ごとに異なるから、本件ライセンス取引を本件ライセンス取引の対象となるめっき薬品全ての製造等のノウハウ等をパッケージとしてされた取引とみなすことは、移転価格税制の趣旨と整合しない旨主張する。

しかし、被告は、実際にされた取引を無視したり置き換えたりするのではなく、実際にされた取引の実態に着目しており、契約の裏にある真の実態を把握する必要があることは移転価格ガイドライン（2017年（平成29年）に改訂される前のもの）1.67にも明示されている上、本件ライセンス取引を一定の品ぞろえを伴った複数のめっき薬品の製造等のノウハウ等が包括的に開示されたものと評価すべきであるのは、前記(イ)のとおりである。

(b) 原告は、移転価格ガイドライン（2017年（平成29年）に改訂される前のもの）1.67は、独立企業間取引と異なる取決めをしていない場合においてまで、当事者の合意と異なる認定をすることを許容するものではないところ、原告は、Z10等の本件非関連者とノウハウの使用許諾取引をする際、めっき薬品ごとにノウハウの使用許諾の合意をしており、本件ライセンス取引も同様である旨主張する。

しかし、原告の上記の主張は、原告が本件国外関連者との間で、個別の本件ライセンス製品ごとに製造等のノウハウ等の使用許諾の合意をしていることを前提とするものであるところ、当該前提には誤りがあるから、失当である。

b 原告は、本件ライセンス契約書は、本件ライセンス契約の対象であるめっき薬品の個別の製造等のノウハウ等の使用許諾取引の全てに適用される共通の契約条件を定める基本契約であり、本件ライセンス取引を構成する個々の使用許諾取引は、異なる時期に、個別のめっき薬品ごとに

されているところ，一方が他方にノウハウ等の使用を許諾し，他方がその対価として一方に対してロイヤルティを支払うという当事者間の合意が個別にされている場合，合意の成立時に合意の内容に基づいて契約が成立することは，民法上明らかである旨主張する。

5 しかし，法形式として本件ライセンス契約を基本契約とする個々の本件ライセンス製品ごとのライセンス契約が成立していると観念する余地があるか否かにより，独立企業間価格を算定する方法に係る結論は左右されない。また，本件ライセンス取引については，本件ライセンス契約書のほかには個別のライセンス契約について定めた契約書は存在せず，
10 ロイヤルティ料率も本件ライセンス契約書に定められているとおりであるから，原告が，本件ライセンス契約書上の合意とは別の個別の合意によって，個別の本件ライセンス製品の製造等のノウハウ等の使用を許諾していたとは認め難い。そして，原告が，本件ライセンス取引において，個々のめっき薬品ごとに順次具体的なノウハウ等を開示したとしても，
15 最終的に，複数のめっき薬品の製造等のノウハウ等が包括的に開示されたことには変わりはなく，本件ライセンス取引については，一定の品ぞろえを伴った複数のめっき薬品の製造等のノウハウ等が包括的に開示されたものと評価すべきである。さらに，本件ライセンス契約書は，めっき薬品ごとの技術の先進性，開発コストの多寡等を捨象して一律のロイヤルティ料率を定めるものであり，本件ライセンス契約を締結した後に
20 新規に開発されためっき薬品の製造等のノウハウ等の使用を許諾したことに係るロイヤルティについても本件ライセンス契約書上のロイヤルティ料率に拘束されるなど，単に取引の基本条件を定める基本契約の域を超えた実質的なものとして機能していたものである。

25 そうすると，前記(イ)のような本件国外関連取引の実態も踏まえると，本件ライセンス契約書は，本件ライセンス製品の製造等のノウハウ等に

の下、全ての許諾製品、製造販売許諾地域について、一律に、正味販売額の5%を許諾料率とするノウハウ等のライセンス契約を締結する方針である旨を自認していることから裏付けられる。

したがって、本件ライセンス取引については、本件ライセンス契約書における契約条件を基本契約として、全ての本件ライセンス製品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引について、純販売価格の5%のロイヤルティ料率とする旨の価格設定がされていたから、複数のめっき薬品の製造等のノウハウ等が一体として取引の対象となっているものと評価して独立企業間価格を算定すべきである。

10 (オ) 原告は、ノウハウ等の使用許諾取引において、取引対象であるノウハウ等をライセンシーが使用することができるようにするために技術訓練、技術者の派遣等の役務の提供をすることや、その対価を旅費交通費等の実費と定めることはごく一般的なことであるところ、本件ライセンス取引のうちめっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引の対価は、当該ノウハウ等の使用許諾に伴って原告が提供する役務の対価とは別途に設定されているのであり、めっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引の対価の額を上記の役務提供取引の対価の額を考慮して決定している事実も、その逆の事実も存在しないから、本件ライセンス取引のうちめっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引と上記の役務提供取引を1つの取引として
15 独立企業間価格を算定することはできず、それぞれの取引の対価について、個別に独立企業間価格を算定すべきである旨主張する。

しかし、本件国外関連取引のうち本件ライセンス取引に係る条件は、本件ライセンス契約書の記載に基づいているところ、本件ライセンス契約書においては、原告が、本件国外関連者に対し、原告が有するめっき薬品の製造等に係る技術情報を提供することについて、めっき薬品の製造等のノ
25 ウハウ等が提供されるとともに、原告から本件国外関連者に対する技術指

導，技術訓練等も行われるものとされているから（本件ライセンス契約書4条及び5条。乙20ないし23），本件ライセンス取引は，役務の提供が付属したノウハウ等の使用許諾取引である。そして，原告が有するめっき薬品の製造等に係る技術情報等は，単にめっき薬品の製造等のノウハウ等の開示を受けることによってのみならず，技術指導，技術訓練等の役務の提供によっても本件国外関連者に対して提供されるものであるから，本件ライセンス契約書に定められたロイヤルティは，めっき薬品の製造等のノウハウ等の提供に対する対価であるとともに，技術指導，技術訓練等の役務の提供に対する対価でもあるというべきである。

このように，本件においては，めっき薬品の製造等に係る技術情報が，めっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引及び技術指導，技術訓練等の役務提供取引の双方によって提供されており，その双方に対する対価がロイヤルティとして支払われているといえるから，めっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引と役務提供取引とで，別々にその対価を計算することは，合理的ではない。

イ 独立価格比準法又は独立価格比準法と同等の方法を用いるための要件

(7) 独立価格比準法は，特殊の関係にない売手と買手との間で，ある国外関連取引に係る棚卸資産と同種の棚卸資産を，当該国外関連取引と取引段階，取引数量その他が同様の状況下で売買した取引がある場合に，当該取引の対価の額（当該同種の棚卸資産を当該国外関連取引と取引段階，取引数量その他に差異のある状況の下で売買した取引がある場合において，その差異により生じる対価の額の差を調整することができるときは，その調整を行った後の対価の額を含む。）に相当する金額をもって，当該国外関連取引の独立企業間価格とするものであり（租税特別措置法66条の4第2項1号イ），独立価格比準法と同等の方法は，棚卸資産の販売又は購入以外の取引における独立企業間価格を，上記と同様の方法により算定するもの

である（同項2号イ）。

(イ) 独立価格比準法は、特殊の関係にない売手と買手との間で同種の資産を同種の状況下で売買した取引がある場合に、当該取引の対価の額をもって独立企業間価格とするものであるから、独立価格比準法と同等の方法によって独立企業間価格を算定するに当たっては、検証対象となる国外関連取引と比較可能な独立当事者間取引（比較対象取引）が存することがその前提となる。そして、無形資産の使用許諾又は譲渡の取引について、独立価格比準法と同等の方法を用いる場合には、比較対象取引に係る無形資産が国外関連取引に係る無形資産と同種であり、かつ、比較対象取引に係る使用許諾の時期、使用許諾の期間等の使用許諾の条件が当該国外関連取引と同様であることを要し（租税特別措置法通達66の4(6)－6参照）、この場合において、比較対象取引と国外関連取引が、取引段階、取引数量その他に差異がある状況の下でされた場合には、比較対象取引とすることができるのは、その差異により生ずる対価の額の差を調整することができるものに限られると解すべきであり（租税特別措置法通達66の4(2)－1の(1)参照）、国外関連取引と比較対象取引との差異が価格又は利益率等に及ぼす影響を無視することができず、かつ、その差異による具体的影響額を算定することができない場合には、比較可能性自体に問題があることになる点に留意する必要がある。

そして、一般に、無形資産は、その価値の算定が困難で、内容もその所有者独自のものであったり、ユニークな特性を有するものであったりすることも多く、これを第三者に開示する場合であっても、当該第三者以外への秘密情報の漏洩を防止し、無形資産としての価値を維持し続ける観点から、当該開示の範囲は限定的なものになり、無形資産の使用許諾取引に係る取引条件等の経済的な情報の入手も極めて困難であるから、無形資産の使用許諾取引の独立企業間価格を算定する場合については、多くの場合は、

信頼し得る比較対象取引の特定が難しい又は不可能である。

そうすると、適切な比較対象取引の存在を前提とする独立価格比準法と同等の方法は、本件のような無形資産の移転を伴う国外関連取引における独立企業間価格を算定する場合に適した方法とはいえない。

5 ウ Z10ライセンス取引の対象が本件ライセンス取引の対象と「同種」のものであるとはいえないこと

(ア) 棚卸資産の価格そのものを比較する独立価格比準法を用いる場合、棚卸資産についての厳格な同種性が要求されるため、独立価格比準法と同等の方法を用いる場合も同様に、取引対象の厳格な同種性が要求される。

10 しかし、Z10ライセンス取引に係る無形資産は、本件ライセンス取引に係る無形資産と同種とはいえないから、本件においては、比較対象取引に係る無形資産が国外関連取引に係る無形資産と同種であるとはいえず、独立価格比準法と同等の方法を用いる要件を満たさない。

15 (イ) a 原告が、本件ライセンス契約において、使用を許諾した無形資産には、特許権が含まれているのに対し、原告が、Z10ライセンス契約において、使用を許諾した無形資産は、ノウハウ及びその他の技術情報に限られ、特許権がそれに含まれていないから、本件ライセンス契約とZ10ライセンス契約との間には、原告が使用を許諾した無形資産の対象の種類に差異があるといえる。

20 b 原告が本件ライセンス契約において使用を許諾した対象である技術情報は、製品の製造及び使用に関して原告が使用する全ての情報及び知識を意味するものとされているところ、①上記の「製品」には多数の品目が含まれていること、②本件ライセンス契約が締結された当初には対象となっていなかった品目の製造等のノウハウ等についても追加的に本件ライセンス契約において使用を許諾する対象とされたこと、③上記②
25 において追加的に使用を許諾する対象となった製造等のノウハウ等に係

る品目には、原告が新規に開発又は改良した品目も含まれていること、
④上記の「技術情報」は、原告が本件国外関連者に対して使用を許諾し、
又はその可能性がある無形資産を包括的に定める趣旨と解されることの
各事実が認められる。

5 他方、原告がZ10ライセンス契約において使用を許諾した対象であ
るノウハウは、契約品製造のため有用な技術情報及び技術データで、契
約品製造のために原告で利用され、商業的に応用されるものを意味する
ものとされているところ、①上記の「契約品」は、原告が現在生産中で
10 ある品目の一部に限定されていること、②原告が新規に開発又は改良し
ためっき薬品の製造等のノウハウ等が追加的にZ10ライセンス契約の
対象となった事実はないこと、③原告がZ10に対して上記②の新規に
開発又は改良しためっき薬品の製造等のノウハウ等の使用を許諾した事
実もないこと、④個々のめっき薬品について開示される化成品開示書そ
15 の他所定の仕様書が上記の「ノウハウ」を構成するものとされており、
当該「ノウハウ」は、原告がZ10に対して使用を許諾する無形資産を
限定的に定める趣旨と解されることの各事実が認められる。

 このように、本件ライセンス契約にいう「技術情報」とZ10ライセ
ンス契約にいう「ノウハウ」には、明らかな差異がある。

c. 本件ライセンス契約及びZ10ライセンス契約のいずれについても、
20 原告が使用を許諾する無形資産の範囲は、製品名によって具体的に特定
されているところ、本件ライセンス契約とZ10ライセンス契約とでは、
契約の対象となっている製品名が異なっているから、無形資産の範囲も
一義的には異なっている。また、本件ライセンス契約の対象となってい
る製品数は、180ないし246品目に上るのに対し、Z10ライセン
25 ス契約の対象となっている製品数は、6ないし9品目にとどまっている
から、本件ライセンス契約とZ10ライセンス契約との間で、無形資産

の範囲が量的に異なっていることが明らかである。

さらに、Z10ライセンス契約の対象となっているのは、特定のプリント配線板用めっき液（以下「共通製品」という。）、前処理剤及び汎用性のあるめっき液（以下「汎用品」という。）であるところ、本件ライセンス契約においては、Z10に対してはその製造等のノウハウ等が使用許諾されていない複数のプリント配線板用めっき液（以下「固有製品」という。）も対象とされている。固有製品は、それぞれのプリント配線板の性状に応じた個別性の高い特性を有するものであり、汎用品及び共通製品の特性と比較しても高度のものであるから、本件ライセンス契約とZ10ライセンス契約の間には、製品名によって具体的に特定される無形資産の範囲に、質的にも差異があるというべきである。

d (a) めっきは、個々のめっき薬品を単体で使用するのではなく、複数のめっき薬品をめっきプロセスという一連の工程の中で順次使用することにより、ユーザーの求める機能を実現するものであるところ（前記ア(i)）、本件国外関連者は、大手のプリント基板メーカーがひしめく台湾の市場でユーザーの細かなニーズに合致するめっきプロセスを提供するため、幅広いめっき薬品を取りそろえるとともに、ユーザー固有のニーズに応えられる新規のめっき薬品の開発をすることも必要であった。そのため、本件ライセンス契約においては、原告が開発しためっき薬品の製造等のノウハウ等が包括的に使用許諾されるとともに、原告が開発又は改良した新製品がその対象に追加されたところ、これにより、本件国外関連者は、ユーザーの要望に合致するめっき薬品を供給することが可能となって高い収益を実現することができた。

他方、Z10については、前記cのとおり、ノウハウの使用許諾の対象となっている製品数は僅か6ないし9品目であり、新製品が追加されることもなかったから、本件国外関連者がするようなユーザーの

要望に合致するめっき薬品を供給することは不可能であった。また、原告は、Z10について、めっき薬品のコピーや偽造のおそれに関する懸念を有し、現に、本件各事業年度においてZ10との取引を段階的に縮小して2012年（平成24年）6月末には全ての取引を停止した（前提事実(3)ア）のであり、緊密な連携関係にある本件国外関連者とは異なる性質の取引相手であったことは明らかである。

このように、本件ライセンス取引とZ10ライセンス取引とでは、技術供与の許諾状況において明らかな差異があり、取引対象に同種性はない。このことは、原告の役員が、新製品に価値がある旨や、本件ライセンス契約書とZ10ライセンス契約書とでその作成の目的が異なる旨を供述していることからもうかがわれる。

(b) 原告は、原告の子会社であって世界有数のプリント基板メーカーを主要な顧客とする本件国外関連者を原告の海外展開の重要拠点の1つとして位置付け、その市場における競争力を維持するため、本件国外関連者が求める新製品の製造等のノウハウ等を開示してきた。

他方、原告は、第三者であるZ10に対しては、企業秘密を守る観点から、共通製品及び汎用品の製造に係るノウハウを開示するにとどめ、かつ、(あ)めっき薬品のコピーや偽造をするおそれがあるとの懸念を抱いていたこと、(い)段階的に取引を縮小し、最終的には一切の取引を停止して技術提携関係を解消した上で、Z9を通じて韓国の市場における事業展開を図ることとしたこと、(う)Z10の顧客からも、共通製品の引き合いがあったにとどまること等に照らし、開示しているノウハウの範囲を広げることには消極的であり、むしろ、本件各事業年度の早い段階において、その範囲を縮小する方針であった。

e Z10ライセンス製品の売上高合計に占める共通製品のうちの1つのもの（「Z12」）の売上高の割合は、72.7%から75.6%の

間で推移しており、Z10が使用する無形資産は、主として上記の共通製品に係るものといえる。

他方、本件各事業年度に対応するZ3のめっき製品の売上高（以下「Z3めっき製品売上高」という。）に占める共通製品の売上高の割合は、
5 11.52%から25.38%であって（乙50の4）、Z3めっき製品売上高の大半を固有製品の売上高が占め、本件国外関連者が使用する無形資産は、主として固有製品に係るものである。

そうすると、Z10が使用している無形資産が、本件国外関連者が使用している無形資産と同種であるとはいえない。

10 (ウ) 原告は、取引の対象の同種性について、次のとおり、一定の類似性があれば足りる旨主張するが、いずれも、失当である。

a 原告は、めっき薬品は、原料を一定の順序でタンクの中に入れ、一定時間かくはんすることによって製造されるものであり、その製造等のノウハウ等は、いかなる原料をどのような比率で用いるのか、どのような
15 順序でタンクに投入するのか、どれだけの時間かくはんするのかということにあり、技術の内容には高度の類似性が認められるから、①製品が同一種類の製品群に属する場合、②製品が同一種類の製品群に属さないとしても、類似する製品群に属し、かつ、製品群の差異が価格に影響を及ぼす程度ではない場合又は③使用する主要な原料が共通する場合には、
20 無形資産の使用許諾取引の対象である製造等のノウハウ等は「同種」であるというべきである旨主張する。

しかし、めっき薬品の基本的な組成自体は公知の事実となっているものの、めっきの結果得られる材料の表面に被覆される金属の薄膜の形状及び性質は、めっき薬品を構成する原料の微妙な配合比や組成の違いに
25 応じて微妙に異なるのであり、その原料の微妙な配合比がめっき薬品の製造等のノウハウである。このようにめっき薬品の製造等のノウハウ等

は個別性が高く、製品の種類が同一であれば同種のノウハウ等であるとはいえない。原告の主張は、原告の有する無形資産の価値や独自性を過少に主張し、用途や形状に係る表面的な類似性のみを依拠するものであって、無形資産の使用許諾取引の本質を見誤るものである。

5 b 原告は、様々なユーザーのニーズに対応するため、同種の製造等のノウハウ等を用い、異なる形状や性質の薄膜が形成できる数多くのめっき薬品を開発することによって品ぞろえを増やしているだけであって、原料の構成比が異なることによって特定のユーザーのニーズに合致するかどうかには違いがあるにすぎず、新たに開発されためっき薬品の製造等の
10 ノウハウ等が既存のめっき薬品のそれよりも高度なものを有しているわけではなく、ノウハウ等の質的な差異はないから、同一の製品群に属するめっき薬品相互間には、その製造等のノウハウ等に優劣はなく、相互に同種である旨主張する。

しかし、被告は、技術の高度性そのものを問題としているのではなく、
15 顧客のニーズに対応することができる新製品及びその製造等のノウハウ等には、既存のめっき薬品では対応することができない顧客の新たなニーズを満たすことができる点で付加価値があり、市場収益率を上回る超過利益をもたらすから、このような新製品の製造等のノウハウ等が使用許諾取引の対象に含まれるか否かは、その後の獲得利益にも顕著な差を
20 もたらすものであって、使用許諾取引の対象となる無形資産が質的にも異なる結果、無形資産の使用許諾取引の対価の額にも影響を及ぼすことが明らかな差異に該当するという点を主張しているのである。

また、様々なユーザーのニーズに対応するため、異なる形状や性質の薄膜が形成できる数多くのめっき薬品を開発することによって品ぞろえ
25 を増やしていることが、本件国外関連者をして、ユーザーのニーズに合致した新製品の供給を可能にしていることの表れであり、他方で、Z 1

0 ライセンス取引においては、このような顧客のニーズに対応した新製品の製造等のノウハウの供給は全くなかったから、本件ライセンス取引とZ10ライセンス取引との間で、使用許諾取引の対象となる無形資産が、量的にも質的にも異なっていたことを示すものである。

5 c 原告は、仮に、対価の額を絶対額であると解するとすると、計算式での対価の合意は、どのような単価、又はどれだけの数量で販売されようとも、同一の計算式で対価の額を算定することにその意義があるにもかかわらず、第三者間でも十分にされ得るそのような合意を適用した対価の額が独立企業間価格として認められないという不当な結果を招くこと
10 となるとして、無形資産の使用許諾取引等において計算式で対価の額が合意される取引においては、その計算式に影響を及ぼす差異がない場合には、当然に「同種」のものといえるというべきである旨主張する。

しかし、独立価格比準法と同等の方法において比較対象取引となるのは、対価の額に影響を及ぼす差異がない取引であり、対価の額を計算する計算式に影響を及ぼすか否かを検討すべきものではないから、関連者
15 間取引の対価と比較対象取引の対価のいずれもが売上高に対する一定料率という計算式で合意されている場合であっても、当該計算式によって計算した結果である対価の額を比較する必要があることに変わりはない。

d 原告は、製品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引においては、異なる製品の製造等のノウハウ等であっても、当該ノウハウ等を構成する内容の類似性があり、当該ノウハウ等を用いて製品を製造するために必要な設備等も類似していて大きな追加投資やリスクの負担をすることなく
20 ある製品を製造するか別の製品を製造するかを選択することができるような場合には、製造等のノウハウ等の使用許諾取引においては、同種の要件を満たすものと判断し得ると解すべきである旨主張する。
25

しかし、前記(ア)のとおり、独立価格比準法を用いる場合には、取引の

対象である棚卸資産の内容について厳格な同種性が要求されるほか、取引状況についても価格に影響するような差異がないことが必要となるという点に特徴があり、基本三法の中でも要求される比較可能性の程度が特に高い。そして、前記(ア)のとおり、独立価格比準法と同等の方法も、
5 独立価格比準法と同様、取引の対象となる資産の内容について厳格な同種性が要求される。これは、製造等のノウハウ等の使用許諾取引において、販売価格のような絶対額で取引されず、販売金額等に対する一定の料率により取引がされるのが通常である場合であっても同様である。

したがって、原告の主張は、独立価格比準法と同等の方法において求
10 められる同種性を根拠もなく緩和しようとするものである上、ノウハウ（無形資産）の内容同士を比較せず、ノウハウ（無形資産）を構成する内容同士を比較すれば足りるかのように主張する点や、対価の額に影響を及ぼす無形資産そのものの差異とは直接関係のない設備の類似性や当事者の引き受けるリスク負担によって無形資産の同種性を判断すれば足
15 りるかのように主張する点で、独立価格比準法と同等の方法において求められる同種性の解釈を誤ったものである。

(エ) a 原告は、本件においては、本件ライセンス契約の対象となっているめ
20 っき薬品の中にZ10ライセンス契約の対象となっているめっき薬品と同一であるもの（共通製品。例えば、「Z12」）があり、本件ライセンス取引のうち共通製品の製造等のノウハウの使用許諾取引の独立企業間価格は、Z10ライセンス取引のうち共通製品の製造等のノウハウの使用許諾取引を比較対象取引として、独立価格比準法と同等の方法を用いて算定することができる旨主張する。

しかし、原告が使用を許諾しためっき薬品の製造等のノウハウが同一
25 であっても、当該めっき薬品の製造等のノウハウ等と共に使用を許諾する他のめっき薬品の製造等のノウハウ等のバリエーションにより、顧客

に対して提供することができるめっきプロセスも異なるものとなり、その結果として、獲得することができる収益にも違いが生じ得たから、当該同一のノウハウに係る使用許諾取引における対価の額にも、当該違いが反映されてしかるべきであるところ、個別のめっき薬品の製造等のノウ

5
ハウ等ごとの対価の額を検証する方法によっては、この点を無視することになるため、本件国外関連取引の実情に沿わず、不適切である。

b 原告は、Z10ライセンス取引を開始した当時、Z10との技術提携を解消することを全く想定していなかった上、2008年(平成20年)以降も、同一のロイヤルティ料率で契約を更新したから、被告が前記(イ)

10
dに主張する事情がZ10ライセンス取引の対価の額に影響を及ぼしたことが明らかであるとはいえない旨主張する。

しかし、被告は、原告が本件各事業年度においてZ10との技術提携を解消する途上にあったことは、本件ライセンス取引とZ10ライセンス取引との間で、技術供与の許諾状況に明らかに差異があり、両取引について同種性がないことをうかがわせる1つの事情であると主張している

15
のであり、Z10ライセンス取引の対価の額に影響を及ぼしたことが明らかであることを主張しているのではない。

エ Z10ライセンス取引が本件ライセンス取引と「同様の状況」の下でされたものとはいえないこと

(ア) 原告は、「同様の状況」の下という要件が満たされていないというためには、課税庁は、関連者取引と納税者が比較対象取引であると主張する独立企業間取引に差異が存するという主張だけではなく、当該差異が対価の額に重大な影響を及ぼすことが客観的に明らかであって、当該差異により、他のいずれの方法を用いて独立企業間価格を算定した結果よりも、独立価格比準法と同等の方法を用いて独立企業間価格を算定した結果の信頼性が

20
25
低いことが明らかであること、すなわち、通常の合理的な判断をする者で

あれば誰もが価格に重大な影響を及ぼすことに疑いを抱かないような高度の蓋然性が客観的に認められることを立証しなければならない旨主張する。

しかし、租税特別措置法66条の4第2項2号イ、同項1号イの文言上は、価格に重大な影響を与える差異の有無を問題とすべきとする解釈上の明確な根拠はない。特に、重大な影響の有無のみを判断基準とするのであれば、客観的に価格に影響があることが明らかな場合であっても、重大な影響がなければ、比較可能性が否定されず、差異を調整することも不要であるということになるが、このような解釈は、上記の各規定からは読み取れない。また、原告の主張を前提とすると、価格にどの程度の影響がある場合にそれが重大な影響であるといえるのかについて明確にならないという問題点も生ずる。同様の状況の下でされた取引か否かは、差異が対価の額に影響を及ぼすことが客観的に明らかであると認められるか否かが問題とされるべきである。

(イ) 本件においては、次のとおり、本件ライセンス取引とZ10ライセンス取引とでは、取引がされた条件に無視することができない差異がある上、これらの差異は、独立企業間価格（ロイヤルティ料率）に影響を及ぼし、かつ、当該差異による具体的な影響額を算出することができず、その差異を調整することもできないから、Z10ライセンス取引の使用許諾の時期、使用許諾の期間等の使用許諾の条件が本件ライセンス取引と同様であるとはいえず、これに反する原告の主張は、全て失当である。

a (a) 本件ライセンス契約とZ10ライセンス契約との間には、①製造販売地域の別、②実施権の付与に関する独占又は非独占の別、③契約時期並びに契約更新の条件及び期間の別、④ロイヤルティ料率を乗ずる対象となる金額（純販売価格又は正味販売額）の別、⑤競業避止義務の有無の別等、使用許諾の条件について多岐にわたる顕著な差異がある。特に、上記②の実施権については、非独占的实施権の場合、同一

の地域において複数の当事者に実施権を許諾することができ、いわゆるライセンサー自身も実施することができることから、独占的实施権と比較して使用許諾の対価が低く設定されるのが通常であり、上記②の点の差異が、ロイヤルティ料率に影響を及ぼすことが明らかであるところ、当該差異が、対価の額に与える影響を把握することは極めて困難であり、当該差異を調整することはできない。

(b) 原告は、①Z10ライセンス契約は、Z10ライセンス契約書の文言上は非独占的な契約とされていたものの、実際に韓国において原告の取扱製品を製造して販売していたのはZ10のみであり、かつ、原告がZ10ライセンス契約の契約期間中に韓国の他社との間で同様のライセンス契約を締結する意図も計画もなかったから、実質的には韓国における独占的な権利を付与するものである、②本件ライセンス契約においては、Z1とZ3の2社に独占的な権利を付与している上、原告の都合により複数の当事者に権利を付与し得ることを予定したものであり、現に、2001年（平成13年）4月1日付けで、Z1との間で、原告がZ1に対して原告の有するめっき薬品の製造等のノウハウ等の独占的な使用を許諾する旨の契約を締結したものの、当該契約の契約期間の途中である2005年（平成17年）9月1日付けで、Z3との間で、原告がZ3に対して原告の有するめっき薬品の製造等のノウハウ等の使用を許諾する旨の契約を締結し、さらに、2006年（平成18年）4月1日、Z1ライセンス契約書により、無形資産の独占的な使用を許諾する旨の契約を締結しているから、契約書の文言上は、独占的なものとされていたとしても、実質的には非独占のものであったのであり、契約当事者には、契約期間中に独占的な契約に係る契約上の義務に拘束される真実の意思がなかったなどと主張する。

しかし、原告は、Z10については、Z10が原告に無断で競合他

社と業務提携契約を締結したこと等から、段階的に取引を縮小して最終的に全ての取引を停止したところ、非関連者との取引においては、このような状況が生じ得るのであり、仮に、独占的な契約を締結していた場合には、非関連者が上記のような行為をしたとしても、他社に権利を移行することができないなどのリスクを負うから、このようなリスクの違いは、使用許諾取引の対価の額にも影響を与えているものというべきである。また、Z 1 と Z 3 は、形式的には別法人であるが、Z 3 が台湾における法人税の優遇措置を受けるために Z 1 の 100% 子会社として Z 1 から分社して設立された法人であって、実質的には取引が競合することがあり得ない関係である（甲 47 も参照）上、契約期間も、一部に重なりがあるものの、基本的には期間が重複しないように配慮され、Z 1 と Z 3 の双方に別個独立して独占的権利を付与してめっき薬品の製造等をさせることを念頭に置いたものではなく、重複する期間については、Z 1 から Z 3 へ又は Z 3 から Z 1 へ移行するための期間であって、本件各事業年度において、本件国外関連者が台湾における独占的権利を付与されていたことは明らかである。

(c) 原告は、特定の市場を独占することができる場合にはその価値が大きいため、独占であるか否かによってロイヤルティ料率に差異があることはよく見られるものの、製造等のノウハウは、特許のように独占権が法律により認められたものではなく、類似品が現れることによってその価値が失われる危険を抱えているものであって、独占的権利として取引がされたとしても、さほど強固な権利ではない上、本件ライセンス製品は、公知の技術に基づいて開発された製品にすぎず、その構成原料は基本的に推知可能であって、その微妙な構成比が秘密であるにすぎないから、同様の製品を開発して市場に参入するハードルは比較的 low であり、現に、本件ライセンス製品と同様の機能又は性能を達成

している競合他社の製品がいくつも存在し、特定の市場を独占することができるわけではないのであって、保証される市場の独占の利益も大きいものとはいえない旨主張する。

5 しかし、実施権の付与に関する独占又は非独占の別に係る差異の検討において問題とすべきなのは、無形資産の使用許諾が独占的なものであるか否かの違いが、その対価の額に影響を及ぼすか否かであって、
10 ノウハウという無形資産そのものの権利としての強固性ではない。また、めっき薬品については、構成原料の微妙な構成比こそが重要な無形資産であり、本件ライセンス製品に係る構成原料等の製造等のノウハウの基本的な部分が推知可能であるからとって、その価値は減殺
15 されない。さらに、仮に、ライセンス契約が独占的なものであるものの、保証される市場の独占の利益は大きくないことを前提としたとしても、そのようなライセンス契約が独占的な契約の場合の対価の額と、当該ライセンス契約が非独占的契約である場合の対価の額に差異があるのであれば、結局のところ、「同様の状況」にあるとはいえないこと
20 に変わりはないのであり、特定の市場を独占することができる場合にしか価格に影響を及ぼす差異が生じないともいえない。

b (a) 本件ライセンス取引とZ10ライセンス取引との間には、①台湾の市場と韓国の市場とでは、同一製品であっても販売単価に著しい差異
25 があるなどの市場の状況（需要と供給のバランス、競争状況等）、②本件国外関連者とZ10との間の主要顧客のサプライチェーンにおける位置付け、③韓国のプリント基板業界には、韓国ウォン相場の相場変動の激しさ等に起因する好不調の波が激しいという韓国特有のリスクがあったことといった様々な要因に差異がある。

25 上記の市場の状況については、原告の役員が、台湾では市場の競争が激しいため、本件国外関連者から新製品の製造等のノウハウ等の使

用を許諾するよう要求があった上、ユーザー自身が収益性の高い会社であって納める製品の利益率も高いが、韓国においては、小さな会社がひしめき合っているにすぎず、共通製品のみを製造していれば足り、台湾と同様の製品を持って行っても市場のニーズも顧客も台湾とは違
5 っていて、売れない旨を供述しており（乙77）、めっき薬品の市場には明らかな差異があること、実際に同一のめっき薬品について販売単価に著しい差異が生じていることが認められるのであり（乙53）、このような違いがめっき薬品の製造等のノウハウ等の対価の額に影響を及ぼさないはずがない。

10 (b) 原告は、台湾と韓国とで市場の状況が異なることは、製造等のノウハウ等の使用許諾取引の対価の額に影響を及ぼす可能性をいうものにすぎず、そのことが客観的に明らかであるとはいえない旨主張する。

しかし、無形資産の使用許諾及び役務提供の対象である製品の市場となる国又は地域が異なれば、景気の様子は当然異なるし、同一製品
15 であっても販売価格に差異が生じ得るところ、本件ライセンス製品についても、2004年度（平成16年度）における台湾の市場における販売価格は、韓国の市場における販売価格の0.44～4.72倍であって（別表3参照）、個別のめっき薬品の販売価格につき大きな差異があり、このような差異は、本件ライセンス取引を一体の取引として捉えた場合においても、解消されるものとはいえないから、製造及び販売の地域の差異は、当該めっき薬品に係る無形資産の使用許諾
20 取引の対価の額に影響を及ぼす事情といえる。

また、独立価格比準法と同等の方法は、取引の対価、すなわち価格そのものを比較する方法であることは、条文上明らかであるから、独立
25 価格比準法と同等の方法において比較対象取引となるのは、対価の額に影響を及ぼす差異がない取引であって、ロイヤルティ料率に影響

を及ぼす差異がない取引ではない。そして、本件ライセンス取引及び Z 1 0 ライセンス取引においては、販売金額等に対して一定の料率を乗じたものが対価の額となるから、製造及び販売の地域の違いによって本件ライセンス製品の販売価格に差異があれば、それがそのまま対価の額の差として計算されることとなるのであって、本件においては、上記のとおり、台湾の市場における販売価格と韓国の市場における販売価格との間には大きな差異があるから、製造及び販売の地域の差異が、対価の額に影響を及ぼす差異であることは明らかである。

(c) 原告は、使用許諾を受けたノウハウ等を使用して製造した製品をどのような価格で販売するかはライセンシーの自由裁量に委ねられており、販売価格が異なればロイヤルティ料率も異なることが客観的に明らかであるとはいえず、販売価格の差異がロイヤルティ料率に重大な影響を及ぼすことを立証する証拠もない旨主張する。

しかし、独立価格比準法と同等の方法において比較対象取引となるのは、対価の額に影響を及ぼす差異がない取引であって、ロイヤルティ料率に影響を及ぼすか否かではない。そして、本件のように対価の額であるロイヤルティ収入の額が、販売価格等に一定の率を乗ずることによって計算されることとなっている場合、製品の販売価格が異なれば、当該対価の額にも影響があることが明らかである上、その差異も販売価格に係る差異が重大である以上、重大なものといえる。

(d) 原告は、原告の主力商品（Z 1 2）の台湾での価格が韓国における価格よりも高いのは、本件国外関連者がユーザーに対してユニークなサービスを提供している反面、Z 1 0 がユーザーに対して同様のサービスを提供していなかったことによるものである旨主張する。

しかし、本件ライセンス製品のうちの一部については、台湾の市場における販売価格の方が韓国の市場における販売価格よりも安価であ

るところ（乙53），本件国外関連者は，上記の製品についても，ユーザーに対して原告が主張するサービスを提供していた上，Z10が，当該製品についてのみ異なるサービスを提供していたこともない。

したがって，台湾における本件ライセンス製品の価格は，韓国における当該価格よりも常に高額ではなく，その価格差の原因を本件国外関連者が提供するサービスのみを帰して合理的に説明することはできない。

(e) 原告は，本件国外関連者もZ10も，グローバルにビジネスを展開する共通のエレクトロニクスメーカーにめっき薬品を販売しており，同一のエレクトロニクスメーカー向け基板の市場という同一の市場で事業を展開しているものといえ，本件ライセンス取引もZ10ライセンス取引も，同一の市場で競争するプリント基板メーカー向けのめっき薬品の製造等のノウハウに関するものである以上，その対象である市場は，同一であるというべきであるから，製造及び販売の地域が台湾と韓国という違いがあるとしても，価格に重大な影響を及ぼさない旨主張する。

しかし，本件国外関連者の製品もZ10の製品も，最終的には，共通のエレクトロニクスメーカーに製品が販売されているとしても，本件国外関連者から台湾のプリント基板メーカーへ製品を販売する取引は，台湾の企業間の取引であり，Z10から韓国のプリント基板メーカーへ製品を販売する取引は，韓国の企業間の取引であるから，その後の取引先の属性が共通することによって，異なる国又は地域の間で価格に影響を与える差異がないことになる理由は不明であるし，グローバルな事業展開をする電子機器メーカーや携帯電話メーカーのサプライチェーンの一部を構成していることをもって，異なる国又は地域で価格に影響を与える差異がないのかは明らかではない。

この点をひとまずおくとしても、前記(a)のとおり、本件国外関連者とZ10との間には、主要顧客のサプライチェーンにおける位置付け自体に差異があった上、台湾と韓国とでは、めっき薬品の市場のニーズと顧客も異なるとされていたから、その市場が同一であるとはいえず、上記の差異が、めっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引の対価の額に影響を及ぼすことも明らかである。

- 5
- c 原告は、台湾における圧倒的なシェアは、Z1のビジネスモデルの結果として達成されたものであり、現在も当該ビジネスモデルによって維持されている上、市場におけるシェアの差異がロイヤルティ料率に重大な影響を及ぼしていることが明らかであることを立証し得る客観的な証拠はない旨主張する。
- 10

しかし、Z1がいかにユニークなサービスを提供しているとしても、当該サービスは、原告が、Z1に対し、顧客の求める表面処理加工を実現することができる様々なめっきプロセスに対応しためっき薬品の製造等のノウハウ等の使用を許諾していることを前提とするものであるから、Z1が提供しているユニークなサービスとされるもののみに、台湾における高いシェアの原因を求めることは誤りである。また、シェアが拡大した理由と、高いシェアを有することによって当該製品の市場における価格を決定する上での影響力又は収益力を有することになることは、

15

20

25

次元が異なるのであり、シェアが拡大した理由そのものは、無形資産の使用許諾取引の対価の額に影響を及ぼし得る市場の差異ではないから、これらを同視することはできない。そして、市場におけるシェアの違いは、当該製品の市場における価格を決定する上での影響力や収益力に影響を及ぼし、ひいては当該製品に係る無形資産の使用許諾取引の対価の額にも影響を及ぼす事情ということが出来る。

- d 原告は、本件ライセンス契約も、Z10ライセンス契約も、有効期間

は5年間である旨主張するが、当該有効期間の満了後の取扱いは、本件ライセンス契約においては、毎年自動更新とされているものの、旧Z10ライセンス契約書においては、当事者の合意により延長することができるものとされ、新Z10ライセンス契約書においては、更新をしない旨が合意されているから、有効期間に関する合意の内容は、本件ライセンス契約とZ10ライセンス契約とで異なっている。

オ 本件ライセンス取引におけるロイヤルティ料率の決定方法がZ10ライセンス契約と同様であることが独立価格比準法と同等の方法を用いることができることを直ちには基礎付けないこと

原告は、一般的な取引におけるロイヤルティ料率の決定方法と同様の方法によりZ10ライセンス契約及び本件ライセンス契約における各ロイヤルティ料率を決定したことに鑑みれば、Z10ライセンス取引を比較対象取引とする独立価格比準法と同等の方法を用いて本件ライセンス取引の独立企業間価格を算定することができる旨主張するが、次のとおり、失当である。

(ア) ライセンス契約の締結に当たり、どのようにロイヤルティ料率を決定したかというその方法の妥当性と、実際にされた取引の価格が独立企業間価格であるかということ（国外関連者への所得の移転が生じていないかということ）は、別の問題であり、ロイヤルティ料率の決定方法を根拠に独立企業間価格の計算方法を論ずることはできない。

(イ) a 原告は、2000年（平成12年）頃から、いわゆる業界相場を採用しようとするいわゆるマーケットアプローチにより、業界水準のロイヤルティ料率は5%であるとの判断の下、全ての許諾製品、製造販売許諾地域について、一律に、正味販売額の5%を許諾料率とするノウハウ等のライセンス契約を締結する方針であるところ、本件ライセンス取引におけるロイヤルティ料率も同様に決定している旨主張する。

しかし、マーケットアプローチは、業界相場の存在を前提とした方法

5 であるところ、国外関連者との間における無形資産の使用許諾取引においては、第三者にはおよそ供与されない新製品の製造等のノウハウ等が開示される場合もあるなど、市場における業界相場が存在し得ない場合もあるから、国外関連者との間における無形資産の使用許諾取引におけるロイヤルティ料率の決定においてマーケットアプローチが常に有用であるとはいえない。また、マーケットアプローチが用いられる場合においても、独立価格比準法又は独立価格比準法と同等の方法におけるのと同様の対象資産の厳密な同種性が要求されることに変わりはないと解される

10 ところ、前記ウのとおり、本件ライセンス契約とZ10ライセンス契約との間においては、使用許諾取引の対象資産の厳密な同種性がないから、本件ライセンス契約におけるロイヤルティ料率の決定につき、マーケットアプローチによったことが妥当な方法であるともいえない。

b 原告は、業界水準に基づいてロイヤルティ料率が決定されているという慣行に基づき、同一又は同種のめっき薬品の製造等のノウハウについて、

15 第三者であるZ10との間でした取引と本件国外関連者との間の取引が存在しているとして、Z10ライセンス取引を比較対象取引として独立価格比準法と同等の方法を用いることができる旨主張する。

しかし、Z10ライセンス取引におけるロイヤルティ料率の決定と本件ライセンス取引におけるそれについて、同じ基本方針を有していたと

20 しても、当該基本方針は、両契約において取引の対象となる無形資産の差異に着目することなく、又は当該取引の対象となる無形資産が同種であるとの誤った認識に基づいて決定されたものにすぎない。

(ウ) 原告は、ロイヤルティ料率を決定する際、ライセンシーが無形資産の使用許諾を受けて実施した事業による利益の一定割合をロイヤルティとして

25 ライセンサーに帰属させるというインカムアプローチ（例えば、Rule of thumb理論）を前提とすると、使用許諾の対象である無形資産を用いた事業

から得られる利益率に差がなければ、製品の販売価格が異なってもロイヤルティ料率に差が生じない旨主張する。

しかし、インカムアプローチの一種とされるRule of thumb理論については、肯定的な見解もある一方で、批判的な考え方も多いとされ、その対象利益についても、理論的な定説がない、理論的な整理がされているとはいえないなどとされており、このような考え方に合理性があるとはいえない。また、インカムアプローチを前提としたとしても、その1つである残存利益アプローチによれば、残余利益分割法の考え方も、独立企業原則に照らして合理的なロイヤルティを決定する方法の1つといえる。

したがって、インカムアプローチというロイヤルティを算定することに係る理論をもって原告の主張を直ちに正当化することはできない。

(2) 本件ライセンス取引を構成する個別の取引ごとに独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法を用いて独立企業間価格を算定することができないこと

ア 独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法を用いるための要件

(ア) 基本三法に準ずる方法と同等の方法とは、棚卸資産の販売又は購入以外の取引において、それぞれの取引の類型に応じ、取引内容に適合し、かつ、基本三法と同等の方法の考え方からかい離しない合理的な方法をいうものとされるが、これは、基本三法と同等の方法において比較対象取引として求められる比較可能性の要件(租税特別措置法通達66の4(2)-3に掲げる諸要素の類似性)を緩めることを認めるものではなく、当該要件を満たさない取引については、基本三法に準ずる方法と同等の方法においても比較対象取引として用いることができないと解すべきである。

(イ) 原告は、租税特別措置法66条の4第2項1号イに規定する独立価格比準法と、移転価格ガイドライン(2017年(平成29年)に改訂される前のもの)における「独立価格比準法」(租税特別措置法66条の4第2項に規定する独立価格比準法及び独立価格比準法と同等の方法並びに独立

価格比準法に準ずる方法及び独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法の
全てを含むものである。以下「CUP法」という。)の基本的な考え方は
同一であるところ、移転価格ガイドライン(2017年(平成29年)に
改訂される前のもの)においては、①CUP法は、関連者間取引において
5 移転された資産又は役務の価格を、比較可能な状況の下で比較可能な独立
企業間取引において移転された資産又は役務の価格と比較する方法である
旨(同2.13)、②比較される取引間又はそれらの取引を行う企業間の
いかなる差異も、価格に重大な影響を与えない場合、又はそのような差異
の重大な影響を排除するために、相当程度正確な調整を行うことができる
10 場合、独立企業間取引は関連者間取引と比較可能であり、CUP法は、他
のいかなる方法よりも望ましい方法である旨(同2.14)、③価格に重
大な影響を及ぼす差異が存在し、かつ、相当程度正確な調整を行うことが
できない場合にも、CUP法の適用を形にはめたように排除すべきではな
く、CUP法の相対的な信用性は、比較可能性を達成するために行われる
15 調整の正確性の程度により影響を受けるが、CUP法を独立企業間価格の
算定方法として用いることができるか否かは、飽くまでも具体的な事案に
おいて、他の方法を用いた場合の信頼性との比較において判断されるべき
ものであって、比較可能性の程度が低く価格に重大な影響を与える差異が
存在し、かつ、その差異を正確に調整できないとの理由のみによって適用
20 が排除されるものではない旨(同2.16)、④関連者間取引と独立企業
間取引において移転される資産の僅かな差異が、価格に重大な影響を与
ることがあるから、そのような場合は、何らかの調整を行うことが適切で
あろうが、この場合も、CUP法の適用を形にはめたように排除すべきで
はなく、調整の程度と信頼性が、CUP法の下での分析の相対的な信頼性
25 に影響を与えることを念頭において、他の方法を用いた場合の信頼性との
比較において最も適切な方法であるかが判断されるべきである旨(同2.

15) が、それぞれ定められている旨主張する。

しかし、移転価格ガイドライン（2017年（平成29年）に改訂される前のもの）は、CUP法の適用上、独立企業間取引と関連者間取引とが比較可能となる要件は、飽くまでも、比較される取引間又はそれらの取引を行う企業間のいかなる差異も、価格に重大な影響を与えない場合、又はそのような差異の重大な影響を排除するために、相当程度正確な調整を行うことができる場合としており（同2.14）、相当程度正確な調整を行おうとする際に生ずる困難があるからといって、CUP法の適用を形にはめたように除外すべきではなく、調整のためにあらゆる努力が払われるべき旨（同2.16）を定めるものであるから、価格に重大な影響を及ぼす差異が存在し、かつ、相当程度正確な調整をすることができない場合にも、CUP法を用いることができる旨を定めるものではない。また、移転価格ガイドライン（2017年（平成29年）に改訂される前のもの）は、CUP法の相対的な信頼性は、比較可能性を達成するために行われる調整の正確さの程度による影響を受け（同2.16）、調整の程度と信頼性が、CUP法の下での分析の相対的な信頼性に影響を与えるとしている（同2.15）から、比較可能性の程度が低く価格に重大な影響を与える差異が存在し、かつ、その差異を正確に調整できないとの理由のみによって適用が排除されるものではない旨を定めるものではない。

したがって、原告が主張する移転価格ガイドライン（2017年（平成29年）に改訂される前のもの）の解釈は、誤ったものである。

(ウ) a 原告は、関連者間取引と独立企業間取引に差異が存在し、その差異により生ずる対価の額の差異が重大であり、かつ、当該対価の額の差を調整することができないとしても、直ちに、国外関連取引の独立企業間価格を算定する方法として独立価格比準法又は独立価格比準法と同等の方法の適用が排除されるわけではなく、独立価格比準法又は独立価格比準

法と同等の方法の独立企業間価格を算定する方法としての信頼性が低下するにとどまる旨主張する。

しかし、非関連者間取引（独立企業間取引）が、関連者間取引と「同種」及び「同様の状況」の取引であることは、独立価格比準法又は独立価格比準法と同等の方法を用いるための要件であり、価格に影響を及ぼす差異があり、当該差異により生ずる対価の額の差を調整することができず、「同種」又は「同様の状況」の要件を満たさない場合には、独立価格比準法又は独立価格比準法と同等の方法を用いること自体ができないから、原告の主張は、前提を誤っている。

b 原告は、法律上の推定を行い得るほどに一般的類型的に見た理想的な価格への近似性はなくとも、具体的事情の下において他の適用可能な方法と比較した結果、理想的な価格に最も近似するといえるような場合（その他の方法又はその他の方法と同等の方法を用いて算定され得る独立企業間価格よりも、算定された独立企業間価格の相対的な信頼性が高い場合）には、独立価格比準法又は独立価格比準法と同等の方法を用いるための要件を満たすまでの比較可能性がないとされた取引を比較対象取引として独立企業間価格を算定する方法は、独立価格比準法に準ずる方法又は独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法といえる旨主張する。

しかし、原告の主張は、原告が主張する独立価格比準法に準ずる方法又は独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法とされるものと他の方法とのいずれが、独立企業間価格（原告が主張するところの理想的な価格）の近似値を算定し得るかを比較することが可能であることを前提とするものであるが、独立企業間価格がいくらであるかが客観的に明らかでなければ、原告が主張する独立価格比準法に準ずる方法又は独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法とされるものと他の方法とのいずれが、独立企業間価格の近似値を算定し得るのかを判断することができない。

また、原告は、取引の対象及び状況に相当程度の差異があるにもかかわらず、原告が主張する独立価格比準法に準ずる方法又は独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法とされるものを用いて算定した独立企業間価格が、その他の方法又はその他の方法と同等の方法を用いた結果よりも、原告が主張するところの理想的な価格に近似する価格を算定し得るのかという理由について、何ら合理的な説明をしない。

したがって、原告の主張は、原告が主張する方法によれば、理想的な価格の近似値を算定することができるはずであるという原告が主張したい結論を先取りするものにすぎない。

c 原告は、原告が主張する独立価格比準法に準ずる方法又は独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法とされるものについて、比較可能性の要件を緩めて独立価格比準法又は独立価格比準法と同等の方法を用いようとするものではない旨主張する。

しかし、原告が主張する独立価格比準法に準ずる方法又は独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法とされるものは、独立価格比準法又は独立価格比準法と同等の方法においては比較可能性がない（同種ではない又は同様の状況の下で行われていない）との評価を受ける取引について、何らの差異の調整もすることなく、独立価格比準法又は独立価格比準法と同等の方法と同様の手法を用いて独立企業間価格を算定しようとするものであるから、租税特別措置法66条の4第2項において認められた独立価格比準法に準ずる方法又は独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法として許容されるものとはいえない。

d 原告は、移転価格ガイドライン（2017年（平成29年）に改訂される前のもの）におけるCUP法を、基本三法の要件である「同種」は満たしていないとしても、基本三法と基本的な考え方は同じである方法として基本三法に準ずる方法に該当すると認めた上で、当該方法がその

5 他の方法よりも適切である場合（客観的存在としての独立企業間価格により近似する価格を算定し得る場合）には，当該方法を用いて独立企業間価格を算定すべきであるとして，関連者間取引と独立企業間取引の対価の額を比較する方法は，両取引に全く類似性がなく，両取引の価格に何らの相関関係もない場合を除き，少なくとも租税特別措置法66条の4第2項1号ニにおける独立価格比準法に準ずる方法には該当するから，当該方法がその他の方法よりも適切な方法である場合には，独立企業間価格は，当該方法により算定されるべきである旨主張する。

10 しかし，価格を直接比較して独立企業間価格を算定する方法である独立価格比準法は，その適用上，基本三法の中でも比較可能性がより厳格に求められ，比較可能性の要件を緩めることは，独立価格比準法における基本的な考え方からかい離するから，前記(ア)のとおり，独立価格比準法に準ずる方法において比較対象取引として求められる比較可能性の要件を緩めることは認められない。また，独立価格比準法と同等の方法と
15 独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法を区別することなく，それらに相当する方法をまとめてCUP法として定める移転価格ガイドライン（2017年（平成29年）に改訂される前のもの）2.14においても，前記(イ)のとおり，比較される取引間又はそれらの取引をする企業間のいかなる差異も，価格に重大な影響を与えない場合，又はそのような
20 差異の重大な影響を排除するために，相当程度正確な調整をすることができる場合，すなわち，価格に重大な影響を与える差異がない又はそのような差異があってもこれを排除するための調整が可能という意味での比較可能性があることが，CUP法を用いる要件とされている。

25 したがって，独立価格比準法に準ずる方法において，比較対象取引として求められる比較可能性の要件を緩めることが認められないことは，租税特別措置法66条の4第2項の正当な解釈である。

イ Z10ライセンス取引を比較対象取引とする独立価格比準法に準ずる方法
と同等の方法を用いて本件ライセンス取引の独立企業間価格を算定すること
ができないこと

5 (ア) 原告が主張する方法が、独立価格比準法と同等の方法における同種性又
は比較可能性の要件を緩和したものであるとすれば、それは、比較対象取
引との厳格な同種性又は比較可能性を要件とする独立価格比準法と同等の
方法における当該要件を潜脱するものであり、独立企業間価格を算定する
方法として許容される独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法とはいえ
ない。Z10ライセンス取引は、前記(1)ウ及びエのとおり、対象となる無
10 形資産や取引条件等の点において、およそ本件ライセンス取引とは比較可
能性を欠くものであるから、これを比較対象取引とする独立価格比準法に
準ずる方法と同等の方法を用いることはできない。

(イ) 原告は、①独立企業間で無形資産の使用許諾取引がされる場合にロイヤ
ルティがどのように決定されているかという実態、②原告が本件非関係者
15 であるZ10との間で無形資産の使用許諾取引をする際にロイヤルティを
どのように決定したかという事実及び③本件ライセンス契約の対象である
めっき薬品の製造等のノウハウ等の特徴に鑑みると、Z10ライセンス取
引を比較対象取引とする方法は、比較対象取引の類似性を十分に満たし、
独立価格比準法と同等の方法と基本的な考え方も共通しているから、独立
20 価格比準法に準ずる方法と同等の方法に該当する旨主張する。

しかし、本件ライセンス取引とZ10ライセンス取引の間には、原告
が使用を許諾した無形資産の対象となるめっき薬品の種類及び用途に明
確な差異が存在し、これが無形資産の対価の額に影響を及ぼすほか、使用
許諾の条件、市場の状況等の様々な要因にも差異があり、当該差異が対価
25 の額に与える影響を調整することも困難であるから、Z10ライセンス取
引を比較対象取引とすることができる旨の原告の主張は、取引対象の無形

資産の内容、取引状況等につき比較可能性がなく、独立価格基準法と同等の方法における比較対象取引としての要件を満たさない取引を用い、独立価格基準法と同等の方法と同様に価格自体を比較しようとする手法であって、結局のところ、価格に重大な影響を与える差異がある取引又は価格に与える影響を適切に調整することができない取引を、「準ずる」の文言の下に緩やかに比較対象取引として取り込んで独立企業間価格を算定しようとするものであり、独立価格基準法の基本的な考え方からかい離した方法を主張するものである。

(3) 再販売価格基準法若しくは再販売価格基準法と同等の方法又は原価基準法若しくは原価基準法と同等の方法を用いて本件国外関連取引の独立企業間価格を算定することができないこと

ア 再販売価格基準法と同等の方法又は再販売価格基準法に準ずる方法と同等の方法を用いて本件ライセンス取引の独立企業間価格を算定することができないこと

再販売価格基準法は、国外関連取引における資産の買手が第三者に当該資産を販売した場合の対価の額を基準として独立企業間価格を算定する手法であり、ライセンス契約において再販売価格基準法と同等の方法を用いるためには、国外関連者が使用を許諾された無形資産を非関連者に対していわゆるサブライセンスをしている場合の当該サブライセンスの対価の額から通常の利潤の額(当該対価の額に政令で定める通常の利益率を乗じて計算した金額)を控除した後の金額を独立企業間価格とすべきものである。しかし、本件国外関連取引においては、本件国外関連者が無形資産のサブライセンスをしていないから、再販売価格基準法と同等の方法又は再販売価格基準法に準ずる方法と同等の方法を用いて本件ライセンス取引の独立企業間価格を算定することは不可能である。

イ 原価基準法と同等の方法又は原価基準法に準ずる方法と同等の方法を用い

て本件ライセンス取引の独立企業間価格を算定することができないこと

5 原価基準法は、国外関連取引に係る資産の売手の購入、製造その他の行為による取得原価の額に通常の利潤の額（当該取得原価の額に通常の利益率を乗じて計算した金額）を加算して独立企業間価格を算定する手法であり、本件ライセンス取引について原価基準法と同等の方法を用いるためには、本件ライセンス取引に係るロイヤルティ収入に対応する無形資産について、その形成に要した費用及びその回収期間を特定するなどして比較可能な原価の額を算定し、当該原価の額に同種又は類似の無形資産の使用を非関連者に許諾した取引に係る通常の利益率を乗じて計算した金額を当該原価の額に加算して独立企業間価格を算定する必要がある。しかし、本件においては、本件ライセンス取引に係る無形資産の原価の額及び適正な利潤の額を算定することが困難であり、原告もそれを算出していない上、仮に、比較可能な原価の額を算定することができたとしても、無形資産については、発生した原価の水準と市場の価格との間に認識することができるような関連性がないことも考えられ得ることにも鑑みると、原価基準法と同等の方法又は原価基準法に準ずる方法と同等の方法を用いて本件ライセンス取引の独立企業間価格を算定することは適当ではない。

ウ 原価基準法を用いて本件棚卸資産販売取引の独立企業間価格を算定することができないこと

20 原価基準法を用いて本件棚卸資産販売取引の独立企業間価格を算定するためには、前記イに照らし、本件棚卸資産販売取引の対象資産であるBB品について通常の利潤の額を算定することができる必要がある。

しかし、本件棚卸資産販売取引における対象資産は、原告がBB品として管理している棚卸資産であるところ、BB品は、原告が利益を確保するための戦略品として位置付けている資産であって、徹底した価格管理が行われている極めて個別性及び機密性の高い資産であり、BB品に含まれるノウハウ

25

はB B品ごとにそれぞれ異なっている。そして、B B品の利益率は、その型番ごとに2%から91%に上るものまで極めて大きな差異があり、型番の違いが価格に影響を与えることを示している。また、Z 1 0 棚卸資産販売取引において取引されているB B品と本件棚卸資産販売取引において取引されているB B品を比較すると、前者において取引されているB B品が共通製品に係る3種類のみであるのに対し、後者において取引されているB B品は、12ないし22種類であり、そのほとんどが固有製品に係るものである。そして、本件棚卸資産販売取引におけるB B品の売上金額のうちZ 1 0 棚卸資産販売取引においても取引されているB B品の売上金額が占める割合は、本件各事業年度の加重平均で0.76%にすぎない。

したがって、Z 1 0 棚卸資産販売取引における利益率をもって本件棚卸資産販売取引における通常利益率であるとはいえず、また、Z 1 0 棚卸資産販売取引を本件棚卸資産販売取引の比較対象取引とすることもできないのであって、本件棚卸資産販売取引について、「通常利益の額」を算定することはできないから、原価基準法を用いて本件棚卸資産販売取引の独立企業間価格を算定することもできないというべきである。

(原告の主張の要点)

(1) 本件ライセンス取引を構成する個別の取引ごとに独立価格比準法と同等の方法を用いて独立企業間価格を算定すべきこと

ア 本件ライセンス取引を構成する個別の取引ごとに独立企業間価格を算定すべきこと

次のとおり、本件ライセンス取引を構成する個々のめっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引の独立企業間価格を検証することが可能であるから、本件ライセンス取引については、原則どおり、個別の取引ごとに独立企業間価格を検証しなければならず、そのことによって、独立企業間価格の最も正確な近似値を得ることができる。

(7) 移転価格税制は、国外関連者との取引について、我が国の法人の所得の計算上、価格の点についてだけ独立企業間価格でされたものとみなす制度であって、実際にされた取引自体を所得の計算上否定したり、構成し直したりすることは、特段の事情がない限り、認められない。このことは、移
5 転価格ガイドライン（2017年（平成29年）に改訂される前のもの）
1.64及び同1.65からも明らかである。

また、移転価格税制は、独立企業原則に基づく制度であって、移転価格
税制の解釈に当たっては、常に独立企業原則に立ち返って判断しなければ
ならず、同様の状況の下で同様の取引をする場合、独立当事者間において
10 どのような条件で取引がされ、どのような価格付けがされるのかという
観点から検討されるべきであるから、規模の経済や広範な活動の相互関係
等の多国籍企業グループ内の取引であることから生ずる関係を考慮する
必要はなく、純粋に独立企業原則に基づいて判断すれば足りる。

(イ) a 複数の取引について独立企業間価格を算定する場合の単位は、所得の
15 国外移転があるか否かを評価し、さらには所得の国外移転の金額を算出
するに際し、個別の取引ごとに評価して所得の国外移転の金額を算出す
べきか、又は複数の取引全体をまとめて所得の国外移転があるか否かを
評価して所得の国外移転の金額を算出すべきかの問題であるところ、被
告は、この独立企業間価格を算定する単位の問題と独立企業間価格を算
20 定する方法の問題を混同している。

b 独立企業間価格の検証は、独立企業原則に従い、検証の対象となっ
ている関連者間取引を、仮に独立の当事者間でしたとすれば、どのような
価格で取引されるのかという観点から行われるべきものであるから、個
別の取引ごとにするのが原則であり、複数の取引をまとめて検証するこ
25 とは、あくまでも例外である。

そして、個別の取引ごとではない検証が例外的に認められるのかとい

う判断も、複数の取引をまとめて検証すれば、独立企業間がした場合の価格を合理的に求めることができるのかという観点から、独立企業原則に基づいてされるべきである。

したがって、複数の取引をまとめて検証することができるのは、個別
5
に検証したのでは合理的な結果が得られない場合、すなわち、関連者間
取引であるがゆえに生ずる非関連者間取引と比較した場合の租税債務の
是正という制度趣旨が、個別の取引ごとに独立企業間価格を算定したの
では達成することができない場合であって、かつ、複数の取引をまとめ
て1個の取引とみなして独立企業間価格を算定すれば、そのような租税
10
債務のゆがみを取り除くことができる場合のみである。具体的には、他
の取引がある取引の価格設定に密接な影響を及ぼしている場合又は一方
の取引の価格が他方の取引の価格を考慮して決定されている場合といっ
た複数の取引を構成する個々の取引の対価について、当該取引のみを個
別にした場合とは異なる価格設定をするであろう場合だけに認められる
15
ものというべきである。

移転価格ガイドライン（2017年（平成29年）に改訂される前の
もの）3.9が「理想としては、独立企業間の条件の最も正確な近似値
を得るためには、取引毎に独立企業原則を適用すべきである。」として
いる一方で、例外が認められる場合についての記述が、いずれも慎重な
20
表現をしており、このことは、価格設定への影響が複数の取引を包括し
て評価することの要件であることを示唆するものといえるほか、より合
理的な場合にのみ、複数の取引を包括して評価することが許される旨を
示すものである。また、租税特別措置法通達66の4(3)-1は、「同一
の製品グループに属する取引、同一の事業セグメントに属する取引等を
25
考慮して価格設定が行われており、独立企業間価格についてもこれらの
単位で算定することが合理的であると認められる場合」に例外的に複数

の取引を包括して評価することができる旨を定めており、単に同一の製品グループに属する取引であること又は同一の事業セグメントに属する取引であることのみでは、例外的な取扱いをすることが認められるわけではない旨を明記している。

5 本件に即していえば、独立企業間で複数のめっき薬品の製造等のノウハウ等の使用を許諾する取引がされる場合、個々のめっき薬品の製造等のノウハウ等の使用を単独で許諾する場合の対価の額を合計した金額とは異なる対価の額が合意されるとの事実が存する必要がある。

10 (ウ) a 次のとおり、本件ライセンス契約書は、個別の本件ライセンス製品の製造等のノウハウ等ごとに存する多数のライセンス契約に適用される基本契約であり、本件ライセンス取引は、本件ライセンス製品の製造等のノウハウ等1つごとに存する個々の使用許諾取引が集合したものであるから、本件ライセンス取引を構成する多数の使用許諾取引の個々について、それぞれ用いるべき独立企業間価格を算定する方法を定め、当該方法
15 により、それぞれその独立企業間価格を算定すべきである。

(a) 前記(ア)のとおり、移転価格税制は、国外関連者との間でされた実際の取引を別の取引に置き換えることを認める制度ではなく、ある法人と当該国外関連者が実際にした取引を前提に、当該法人の所得の計算上、当該取引が価格の点についてのみ独立企業間価格でされたものと
20 みなして当該法人の所得の計算をする制度である。本件ライセンス取引においては、本件国外関連者がその取引の開始（製造等のノウハウ等の開示）の申込みを原告にした時期も、原告が当該申込みを承諾して当該ノウハウ等を本件国外関連者に開示してライセンス契約が成立し、使用許諾取引が開始した時期も、本件ライセンス取引の対象となっているめっき薬品の製造等のノウハウ等ごとに異なるから、本件ラ
25 イセンス取引を本件ライセンス取引の対象となるめっき薬品全ての製

造等のノウハウ等をパッケージとしてされた使用許諾取引とみなすことは、移転価格税制の制度の趣旨と整合しない。

5 (b) Z 1 ライセンス契約書は、Z 1 ライセンス契約書添付書面 1 に記載されている多数のめっき薬品の製造等のノウハウ等の使用を一括して原告から Z 1 に対して許諾する旨を合意したことを示す文書ではなく、原告と Z 1 との間の多数のめっき薬品の個別の製造等のノウハウ等の使用許諾取引の全てに適用される共通の契約条件を合意した基本契約の趣旨の文書である。

10 原告は、2001年（平成13年）4月1日、Z 1 との間でライセンス契約(以下「本件旧ライセンス契約」という。)を締結し、本件旧ライセンス契約に係る契約書(以下「Z 1 ライセンス旧契約書」という。)を作成したところ、本件旧ライセンス契約は、原告と Z 1 との間の多数のめっき薬品の個別の製造等のノウハウ等の使用許諾取引の全てに適用される共通の契約条件を定める基本契約として締結されたものである。このことは、Z 1 ライセンス旧契約書には、原告が Z 1 に対して製造等のノウハウ等を開示する対象となるめっき薬品を明示する文書が添付されていないことや、本件旧ライセンス契約が締結された後に新たに開示されて使用が許諾されためっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引の集合にも本件旧ライセンス契約が適用されることからも裏付けられる。Z 1 ライセンス契約書は、Z 1 ライセンス旧契約書を更新する趣旨のものであり、本件ライセンス契約は、本件旧ライセンス契約と同趣旨である。

25 そして、Z 3 は、台湾における免税措置を適法に享受して投資することのみを目的として設立され、Z 1 が従来してきた事業の内容や方法を変更することは全く意図されず、Z 1 がしてきた事業活動は、Z 1 と Z 3 が一体となって従来と同様に継続することが意図されていた

のであり、Z3ライセンス契約書も、Z1ライセンス契約書と同趣旨である。

5 (c) めっき薬品は、複数の原料をかくはんして溶解混合することにより製造されるものであって、その製造工程自体は複雑ではないが、原料である薬剤に何を使うか、その構成比をどのようにするかによってめ
10 っきの効果が様々に異なってくるため、原料である薬剤に何を使うか、その構成比をどのようにするかという原料の配合の違いに応じて数多くのめっき薬品が存在する。このように原料の配合がめっき薬品における最大のノウハウであり、最大の秘密情報である。めっき薬品は、
15 薬品ごとにその製造等のノウハウ等が異なるため、製造等のノウハウ等の使用許諾取引は、めっき薬品ごとに取引が行われている。

原告は、Z10ライセンス取引においては、Z10から、めっき薬品ごとに製造等のノウハウの開示の要請を受け、めっき薬品ごとにZ
15 10と製造等のノウハウの使用許諾取引をするかどうか（ノウハウを開示することの可否）を検討し、各めっき薬品の製造等のノウハウの使用許諾取引の対価の額も、取引ごとに設定している（甲40, 42）。
原告は、本件ライセンス取引においても、Z10ライセンス取引と同様の取扱いをしている（甲39, 43）。

20 (d) 本件ライセンス取引を構成する個別のめっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引の対価の額（ロイヤルティの額）は、他のめっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引の対価の額のいかんにかかわらず、業界水準や台湾で一般に認められているロイヤルティ料率を勘案し、当該めっき薬品の純販売価格の5%と、各めっき薬品の製造
25 等のノウハウ等の使用許諾取引ごとに個別に設定したのであって、他のめっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引の対価の額を考慮して設定されていない。

b 被告は、実際にされた取引を無視したり置き換えたりするのではなく、実際にされた取引の実態に着目しており、契約の裏にある真の実態を把握する必要があることは移転価格ガイドライン（2017年（平成29年）に改訂される前のもの）1.67にも明示されている旨主張する。

5 しかし、移転価格ガイドライン（2017年（平成29年）に改訂される前のもの）1.67は、独立企業間取引と異なる取決めをしているわけではない場合においてまで、当事者の合意と異なる認定をすることを許容するものではない。原告は、Z10等の本件非関連者とノウハウの使用許諾取引をする際、めっき薬品ごとにノウハウの使用許諾の合意をしており、本件ライセンス取引も同様であるから、当該合意内容を否定することは認められない。

10 c 被告は、原告が、本件ライセンス製品の製造等のノウハウ等のうち現に使用を許諾したものについては、本件ライセンス契約に基づいて使用を許諾したものといえるのであり、その対価の額は、本件ライセンス契約書上の包括的な合意に従って決定されていたものとして、本件ライセンス取引全体を1つの取引として評価すべきである旨主張する。

15 しかし、前記a(c)のとおり、各めっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引は、異なる時期に、個々のめっき薬品ごとにされており、本件ライセンス契約書は、多数の個別の無形資産の使用許諾取引を対象とした基本契約書にすぎない。

20 d 被告は、原告が、本件ライセンス取引において、個々のめっき薬品ごとに順次具体的なノウハウ等を開示したとしても、これにより複数のめっき薬品の製造等のノウハウ等が包括的に開示されることとなったことには変わりはない旨主張する。

25 しかし、個々の製品について、一方が他方にノウハウ等の使用を許諾し、他方がその対価として一方に対してロイヤルティを支払うという当

事者間の合意が個別にされている場合、合意の成立時に合意の内容に基づいて契約が成立することは、民法上明らかであり、異なる内容の合意が異なる時期にされている場合、個々の合意ごとの複数の契約が存在することを否定すべき理由もない。そして、本件においては、前記 a (d) の
5 とおり、異なる時期に成立した複数の使用許諾取引の対価の額は、他の使用許諾取引の対価の額を考慮して決定されていないから、個別の使用許諾取引ごとに独立企業間価格が検証されるべきである。

(エ) 被告は、原告グループは、薬品、機械及びめっき液管理装置の3つの全てを手掛ける企業であり、めっき薬品の供給及び技術サポートをするという
10 事業形態を採用している上、プリント配線板向けめっき薬品の市場においては、一般に、1つのめっき薬品のみが使用されることによって1つの表面処理加工が完成するのではなく、複数の前処理剤等を含むめっき薬品がめっき処理のプロセスにおいて順次使用されることによって、顧客が求める表面処理加工が実現されることが多いことから、個別のめっき薬品の
15 製造等のノウハウ等が単発的に開示されるのみでは、顧客が求める表面処理加工を実現するためのめっきプロセスは完成せず、多種多様なめっき薬品の製造等のノウハウ等が包括的に開示され、豊富な品ぞろえを備えるとともに、顧客の個別的なニーズに応えるための新製品の開発をし、かつ、当該新製品の製造等のノウハウ等も適時に開示されることが必要不可欠で
20 あり、本件国外関連取引は、このような包括的なめっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾を内容とするものであって、本件ライセンス取引について、個別のめっき薬品の製造等のノウハウ等ごとの使用許諾取引を単位としてZ10ライセンス取引と比較することは、原告の上記のような事業活動の実態からかい離した手法であって、妥当性を欠く旨主張する。

しかし、これは、次のとおり、独立企業間価格を算定する単位であるノ
25 ウハウ等の使用許諾取引の対価の設定の単位が、個々のめっき薬品の製造

等のノウハウ等ごとであって、他のノウハウ等の使用許諾取引の対価と連動してあるノウハウ等の使用許諾取引の対価が定まっているわけではないことを看過したものであって、複数のめっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引をする場合の各めっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引の対価が、当該めっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引が単独でされた場合の対価とは異なる事実を立証しない限り、全てのめっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引の独立企業間価格をまとめて検証すべきであるとはいえない。

a 我が国の移転価格税制は、独立企業原則に基礎を置いているところ、独立企業原則は、比較可能な状況の下での比較可能な取引において、独立企業間であれば得られたであろう条件を参考として利益を調整しようというものであり、多国籍企業グループの構成企業を、1つの統合された事業体の不可分な部分ではなく、別個に事業を営む独立の主体として扱うというアプローチに従うものであって、これらの構成企業間の取引の性質及びその条件が、比較可能な非関連者間取引において得られたと思われる条件と異なるかどうかという関連者間取引と非関連者間取引の分析は、比較可能性分析と呼ばれており、独立企業原則を適用する上での核心であるとされている（移転価格ガイドライン（2017年（平成29年）に改訂される前のもの）1.6参照）。

被告が主張するような事業実態は、前記(ア)のとおり、移転価格税制において考慮することを要しないものとされている規模の経済や広範な活動の相互関係等の多国籍企業グループ内の取引であることから生ずる関係を指摘するものにすぎず、原告と本件国外関連者との間の具体的な取引を離れて企業グループの事業形態を主張するにすぎないのであって、独立企業間価格を算定するための比較対象分析の問題とは無関係である。

b 本件国外関連者は、めっき薬品、機械及びめっき液管理装置を必ずセ

ットで販売しているのではなく、また、仮にその全てを販売する場合においても、製品ごとに価格を決定しているから、一方の価格が他方の価格を考慮しているものとはいえない。また、本件国外関連者が、競合他社がしていない独自の営業技術支援をしていたことにより、個々のめつき薬品を高く販売することが可能となり、多額の利益を獲得することができているとはいえるが、そのような営業技術支援を提供しているか否かという問題と、複数のめつき薬品が販売されている場合に一方の価格が他方の価格に影響を与えているかという問題は、次元が全く違う問題である。

5

10

c (a) 2つのめつき薬品を使用するめつきプロセスについても、それぞれのめつきが有する機能に着目して行われるのであって、2つのめつき薬品を使用することによって単体のめつき薬品を使用した場合以上の価値を生み出すことはなく、2つのめつきをすることによって個々のめつきが有する機能と異なる新たな価値が生み出されることはない。

15

例えば、無電解金めつきをしたからといって、無電解ニッケルめつきの密着性を向上させるという機能が高められ、新たな価値を生み出すものでも、価値が高められるものでもない。Z57は、従来のめつきプロセスの枠内の置換金めつき液であって、新たな価値を生み出した画期的なめつき薬品ではない。

20

(b) 複数のプロセスに対応するめつき薬品が存在するからといって複数のめつき薬品の売上げが増加することはなく、複数のプロセスが存在するからといって複数のめつき薬品の一方の価格が他方の価格を考慮して設定される関係も生じないため、各めつき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾の対価であるロイヤルティの額が他のめつき薬品の取引を考慮して設定されていることはなく、各種めつき薬品の製造等の

25

ノウハウ等の使用許諾取引に関連性があるわけではない。そして、顧

客の需要を満たすために新しいめっき薬品を販売することは、新たな収益を生み出すものではあっても、既存のめっき薬品を高く販売することができるようにするものではない。

5 また、めっき薬品の品ぞろえが豊富であることによって、めっき薬品が多く売れることはあり得るが、そのことは、各めっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾の対価であるロイヤルティの額が、他のめ
10 っき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引を考慮して決定されていることを示すものとはいえず、原告も、新製品が販売されて品ぞろえが増加したことを理由として、ロイヤルティ料率を変更したことは
15 なく、他のめっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引を考慮してあるめっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引の対価の額の設定をしてもいない。

(c) このように、めっき薬品の特徴は、各めっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引の対価の額が、他の取引を考慮して設定されているという関係を立証するものではない。

d (a) 原告は、表面処理加工のプロセスを開発提供する事業をしているのではなく、公知の技術であるめっきをユーザーがする際に使用するめ
20 っき薬品を開発しているところ、めっきをするためには、多数のめっき薬品がめっきの各作業工程で用いられるが、各作業工程は独立であ
25 って、同一メーカーのめっき薬品を一括して用いる必要はなく、顧客は、それぞれの工程ごとに当該工程で用いる最適なめっき薬品を個別に選定し、いずれかのメーカーから所要のめっき薬品を購入することによってそのニーズを満たすことができるから、特定のプロセスで用いられる複数のめっき薬品の全てを特定のメーカーから購入するとは限らず、個々のめっき薬品ごとに購入先を決定している。

(b) 原告が本件国外関連者に対して製造等のノウハウ等の使用を許諾し

た多数のめっき薬品のうちめっきプロセスにおいて使用されるものは一部である。

また、本件国外関連者も、できるだけ多くの各種のプロセスで用いられるめっき薬品を顧客に販売するよう努力し、全てのめっき薬品を買ってくればめっきプロセスの全てについて本件国外関連者が責任を持つことをセールスポイントとして販売活動をしているものの、その点に利点を感じないメーカーは、一部のめっき薬品しか購入しないことから、めっきプロセスにおいて使用されるめっき薬品についても、常に当該めっきプロセスで使用される複数のめっき薬品がパッケージとして取引されるわけではなく、そのうちの一部であるめっき薬品の単体で販売することもあり、プリント基板メーカーが使用するめっき薬品のうち一部のめっき薬品しか販売していないことも多い。現に、台湾のプリント基板メーカーによる最終表面処理の市場において、無電解ニッケルめっき液の原告グループのシェアは、約70%であるが、無電解金めっき液のそれは、約30%であり、これは、証拠（甲118、121、122）によっても裏付けられている。

このように、各種めっき薬品は、一般に、ユーザーに対してパッケージで販売されるのが定型的な販売方法であるとはいえない。

(c) 本件国外関連者は、各めっき薬品の販売価格を競合他社の販売価格と対比して決定しており、あるめっきプロセスに2つの本件国外関連者のめっき薬品が採用されているからといって、個別の販売価格よりも高く売ることも、他の取引を勘案して価格を決めることもない。

e 原告は、本件国外関連者に対して原告が開発しためっき薬品の製造等のノウハウ等の一部の使用を許諾しているにすぎず、その他は本件国外関連者に輸出した上で顧客に販売しているし、新製品を開発した場合にも、本件国外関連者に輸出した上で顧客に販売するか、本件国外関連者

に製造等のノウハウ等の使用を許諾するかを個別に検討している。被告の主張するところは、顧客のニーズに応えるために顧客の求める複数のめっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引を締結したいという欲求が存在するという程度のことにはすぎない。

5 移転価格税制上、パッケージ取引とは、複数の取引をパッケージ化して1つの価格を設定している場合のことをいい、それによる差異の調整が必要になるものの、本件ライセンス取引は、個々のめっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引ごとに価格が設定され、複数のめっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引をまとめてする場合であっても、
10 全体について1つの価格を設定していないから、複数の使用許諾取引がまとめてされる場合があるという事実は、移転価格税制上の独立企業間価格を算定することとは何らの関係もない事情である。

(オ) 本件ライセンス取引のうちめっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引の対価は、当該ノウハウ等の使用許諾に伴って原告が提供する役務(技術指導、技術訓練等)の対価とは別途に設定されているのであり、めっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引の対価の額を上記の役務提供取引の対価の額を考慮して決定している事実も、その逆の事実も存在しない。
15 また、ノウハウ等の使用許諾取引において、取引対象であるノウハウ等をライセンシーが使用することができるようにするために技術訓練、技術者の派遣等の役務の提供をすることや、その対価を旅費交通費等の実費と定めることはごく一般的なことである。
20

したがって、本件ライセンス取引のうちめっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引と上記の役務提供取引を1つの取引として独立企業間価格を算定することはできず、それぞれの取引の対価について、個別に独立企業間価格を算定すべきである。
25

イ 独立価格比準法又は独立価格比準法と同等の方法を用いるための要件

独立価格比準法と同等の方法とは、国外関連取引と同種の取引対象につき同様の状況の下でされた取引の対価の額により独立企業間価格を算定する方法である。これは、移転価格税制の前提である独立企業原則に基づく独立企業間価格を算定する方法の1つであるが、独立企業原則の適用は、一般に、
5 関連者間取引の条件と独立企業間取引の条件との比較の上に成り立っており、この比較を有効なものとするためには、比較対象とされる状況についての経済的に関連する特徴が十分に比較可能でなければならないところ、ここでいう「比較可能」とは、比較対象の状況における差異が、特定の方法の下で検討されている条件（例えば、価格又は利益）に重要な影響を与えない又は当該差異の影響を取り除くために相当程度正確な調整が可能であるということ
10 を意味するものである（移転価格ガイドライン（2017年（平成29年）に改訂される前のもの）1.33も参照）。

したがって、「同種の取引対象」とは、取引対象の属性が独立価格比準法と同等の方法の下で検討されている条件（本件ではロイヤルティ料率）に重要な影響を与えない程度に類似していることを意味し、「同様の状況の下」
15 とは、取引対象の属性以外の事項が独立価格比準法と同等の方法の下で検討されている条件（本件ではロイヤルティ料率）に重要な影響を与えない程度に類似していることを意味する。

ウ Z10ライセンス取引の対象が本件ライセンス取引の対象と「同種」のも
20 のであるといえること

(ア) a 独立価格比準法と同等の方法の要件である「同種」は、相当程度の類似性を意味し、同一よりも広い概念であることは、文言の自然の意味から当然に導き出される。めっき薬品は、原料を一定の順序でタンクの中に入れ、一定時間かくはんすることによって製造されるものであって、
25 その製造等のノウハウ等は、いかなる原料をどのような比率で用いるのか、どのような順序でタンクに投入するのか、どれだけの時間かくはん

するのかということにあり、技術の内容には高度の類似性が認められる。したがって、めっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引については、①ノウハウ等の使用許諾の対象である製品が同一種類の製品群に属する場合、②製品が同一種類の製品群に属さないとしても、類似する製品群に属し、かつ、製品群の差異が価格に影響を及ぼす程度ではない場合又は③使用する主要な原料が共通する場合には、いずれも相当程度の類似性があり、同種であるというべきである。

5
10
b 被告は、めっき薬品を構成する原料の微妙な配合比がめっき薬品の製造等のノウハウであって、めっき薬品の製造等のノウハウ等は個別性が高く、製品の種類が同一であれば同種のノウハウ等であるとはいえないとして、原告の主張は、原告の有する無形資産の価値や独自性を過少に主張し、用途や形状に係る表面的な類似性のみを依拠するものであって、無形資産の使用許諾取引の本質を見誤るものである旨主張する。

15
20
しかし、独立価格比準法と同等の方法を用いるための要件は、「同種」であって「同一」ではない上、原告は、原告が使用を許諾したノウハウの内容が、いかなる原料をどのような比率で用いるのか、どのような順序でタンクに投入するのか、どれだけの時間かくはんするのかという点で共通していることを捉えて、使用する主要な原料が共通するめっき薬品の製造等のノウハウ等は、「同種」であると主張しているのであり、用途や形状に係る表面的な類似性のみを依拠しているわけではない。

25
c 被告は、顧客のニーズに対応することができる新製品及びその製造等のノウハウ等には、既存のめっき薬品では対応することができない顧客の新たなニーズを満たすことができる点で付加価値があり、市場収益率を上回る超過利益をもたらすから、このような新製品の製造等のノウハウ等が使用許諾取引の対象に含まれるか否かは、その後の獲得利益にも顕著な差をもたらすものであって、使用許諾取引の対象となる無形資産

が質的にも異なる結果、無形資産の使用許諾取引の対価の額にも影響を及ぼすことが明らかな差異に該当する旨主張する。

しかし、原告は、様々なユーザーのニーズに対応するため、同種の製造等のノウハウ等を用い、異なる形状や性質の薄膜が形成できる数多くのめっき薬品を開発することによって品ぞろえを増やしているだけであって、一方のめっき薬品が他方のめっき薬品よりも高度なノウハウ等を有しているわけではなく、いずれのノウハウも原料の構成比であって、その構成比が異なるにとどまるから、ノウハウの個別性が高いとしても、それは原料の配合比が異なることに尽きている。また、従来の製品の製造等のノウハウ等も新製品の製造等のノウハウ等も、材料の表面に薄膜を形成するためのものであって、同種のノウハウであるところ、めっきにより形成された金属薄膜の特性を評価するのであれば、それが高度か否かではなく、特定のユーザーのニーズにより合致するかどうかの違いがあるにすぎず、新たに開発されためっき薬品の製造等のノウハウ等が既存のめっき薬品のそれよりも高度なものを有しているわけではなく、ノウハウ等の質的な差異はない。

このように、同一の製品群に属するめっき薬品相互間には、その製造等のノウハウ等に優劣はなく、相互に同種である。

d 対価の額が絶対額で合意される棚卸資産の売買においては、絶対額としての対価の金額に影響を及ぼす差異がある場合には、「同種」であるとはいえないが、無形資産の使用許諾取引等の計算式で対価の額が合意される取引については、その計算式に影響を及ぼす差異がない場合には、当然に「同種」のものというべきである。

仮に、対価の額を絶対額であると解するとすると、全く同一の無形資産であったとしても、その対価の額が当該無形資産を利用して製造した製品の販売金額に一定のロイヤルティ料率を乗じた金額と合意されてい

る場合には、販売金額は単価に数量を乗じた後のものであるから、異なる単価又は数量で販売された場合には、絶対額としての対価の額が異なることとなって、同種の要件を満たさないこととなるが、計算式での対価の合意は、どのような単価、又はどれだけの数量で販売されようとも、
5 同一の計算式で対価の額を算定することに意義があるにもかかわらず、第三者間でも十分にされ得るそのような合意を適用した対価の額が独立企業間価格として認められないという不当な結果を招くこととなる。

e 製品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引においては、その対価の額は、通常、販売価格のような絶対額で決定されるのではなく、販売金額
10 等に対する一定の料率という計算式により決定され、使用許諾取引の対象であるノウハウ等の差異が計算式（ロイヤルティ料率）に影響を与える度合いが低いから、異なる製品の製造等のノウハウ等であっても、当該ノウハウ等を構成する内容の類似性があり、当該ノウハウ等を用いて製品を製造するために必要な設備等も類似していて大きな追加投資やリ
15 スクの負担をすることなくある製品を製造するか別の製品を製造するかを選択することができるような場合には、製造等のノウハウ等の使用許諾取引における同種の要件を満たすものと判断し得ると解すべきである。

めっき薬品については、その製造等のノウハウ等は複数の原料を一定の比率で投入してかくはんすることにより、同一の設備で複数のめっき
20 薬品を製造することが可能であって、別のめっき薬品を製造するために大きな追加投資やリスクの負担を生ずるものではないから、本件ライセンス取引を構成する各めっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引とZ10ライセンス取引を構成する各めっき薬品の製造等のノウハウの使用許諾取引は、同種のものというべきである。

25 (イ) a 原告が本件国外関連者と実際にした取引は、個別のめっき薬品ごとに、異なる時期に、当該めっき薬品の製造等のノウハウ等の開示をするか否

か及び当該めっき薬品の製造等のノウハウ等の使用を許諾することの対価の額をそれぞれ決定しており、新たなめっき薬品の製造等のノウハウ等を本件国外関連者に対して開示してその使用を許諾する取引をする際も、既にされためっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引の対価を見直していないから、本件ライセンス取引は、形式的にも実質的にも、複数の取引を1つのパッケージとして1つの価格を設定していない。また、移転価格ガイドライン（2017年（平成29年）に改訂される前のもの）3.11が、複数のめっき薬品の製造ノウハウの使用を一括して許諾して1個の対価を設定する取引がされたとしても、当該パッケージを構成する個々のめっき薬品ごとの製造ノウハウの使用許諾取引の独立企業間価格を決定し、当該価格を合計して総体としての独立企業間価格の検証をすることを認めていることに鑑み、パッケージ取引であっても、独立価格比準法と同等の方法を用いることは可能である。

そうすると、本件ライセンス契約の対象となっているめっき薬品の中には、Z10ライセンス契約の対象となっているめっき薬品と同一のもの（共通製品。例えば、「Z12」）があり、本件ライセンス取引のうち共通製品の製造等のノウハウの使用許諾取引は、Z10ライセンス取引と同種の資産を対象とする使用許諾取引であることが明らかであるから、Z10ライセンス取引のうち共通製品の製造等のノウハウの使用許諾取引を比較対象取引として、独立価格比準法と同等の方法を用いて当該取引の独立企業間価格を算定することができる。

b 本件ライセンス取引のうちZ10ライセンス取引の対象となっているめっき薬品とは異なるめっき薬品を対象とするものについても、前記(ア)及び前記aのとおり、本件ライセンス取引とZ10ライセンス取引が同種のものといえることに鑑みると、やはり、Z10ライセンス取引を比較対象取引として、独立価格比準法と同等の方法を用いて独立企業

間価格を算定することができる。

- c 被告は、原告が、本件各事業年度においてZ10との取引を段階的に縮小して2012年（平成24年）6月末には全ての取引を停止したのであり、緊密な連携関係にある本件国外関連者とは異なる性質の取引相手であったことは明らかである旨主張する。

しかし、原告は、Z10ライセンス取引を開始した当時、Z10との技術提携を解消することを全く想定していなかった上、2008年（平成20年）以降も、同一のロイヤルティ料率で契約を更新したから、上記の事情が、Z10ライセンス取引の対価の額に影響を及ぼしたことが明らかであるとはいえない。

- エ Z10ライセンス取引が本件ライセンス取引と「同様の状況」の下でされたものであるといえること

(ア) 共通製品である原告の主力商品（「Z12」）の製造等のノウハウに係るZ10ライセンス取引は、次のとおり、同主力商品に係る本件ライセンス取引と「同様の状況」の下にあるものといえる。

- a 当該めっき薬品は、無電解ニッケルめっきの工程で用いられる。
- b 本件国外関連者も、Z10も、①当該めっき薬品をプリント基板メーカーに販売する目的で、原告から、ほぼ同時期に、ノウハウの使用許諾を受け、②同一の競合他社とめっき薬品の販売を競っている。
- c 本件国外関連者及びZ10の各顧客は、いずれも、グローバルにビジネスを展開する携帯電話会社やエレクトロニクスメーカーであり、それらの企業の顧客層も共通しているため、コスト削減に努めながら互いに競争し、めっき薬品もできる限り有利な価格で購入している。
- d 本件ライセンス契約も、Z10ライセンス契約も、有効期間は、5年間である。
- e 原告は、韓国においてはZ10に対してのみ、台湾においては本件国

外関連者に対してのみ、当該めっき薬品の製造等のノウハウを開示している。

f 原告は、本件国外関連者に対しても、Z10に対しても、ノウハウの内容を記載した書面を交付するだけでなく、原告の技術者を派遣しており、かつ、その費用を本件国外関連者又はZ10の負担とすることを合意している。

(イ) 移転価格ガイドライン（2017年（平成29年）に改訂される前のもの）2.14によれば、「同様の状況」の下という要件が満たされていないというためには、価格に重大な影響を与える差異があることが必要であり、裁判例、立法担当者の説明等を前提とすると、当該差異が対価の額に重大な影響を及ぼすことが客観的に明らかであること、すなわち、通常の合理的な判断をする者であれば誰もが価格に重大な影響を及ぼすことに疑いを抱かないような高度の蓋然性が客観的に認められることについて被告が主張立証しなければならない。そして、上記の要件が、独立価格比準法の適用を排除するものであり、かつ、独立価格比準法が、他の方法と信頼性が同程度である場合には、他の方法に優先して用いられるべきものであることからすると、上記の価格に重大な影響を与える差異は、当該差異により、他のいずれの方法を用いて独立企業間価格を算定した結果よりも、独立価格比準法を用いて独立企業間価格を算定した結果の信頼性が低いことが明らかであるといえるほどに価格に対する影響が大きいものをいうものと解すべきである。

租税債権発生の特典事実については、課税庁が主張立証責任を負うから、その他の方法である残余利益分割法と同等の方法を用いて独立企業間価格を算定したことの適法性を主張する課税庁は、納税者が比較対象取引を具体的に指摘した上で基本三法と同等の方法の1つである独立価格比準法と同等の方法を用いることができる旨を主張している場合には、関連者

間取引と納税者が比較対象取引であると主張する独立企業間取引に差異が存在するという主張だけではなく、当該差異が価格に影響を与えることが客観的に明らかであること及び当該価格への影響が重大であることを主張立証しなければならない。

5 被告は、状況に差異が存することによって対価の額に差異が生じ得ると
いう可能性について主張するにすぎず、当該状況の差異が対価の額に重大
な影響を及ぼすことが客観的に明らかであることを立証していない。

10 (ウ) a 被告は、本件ライセンス取引とZ10ライセンス取引との差異は、独
立企業間価格（ロイヤルティ料率）に影響を及ぼし、かつ、当該差異に
よる具体的な影響額を算出することができず、その差異を調整すること
もできないから、本件ライセンス取引とZ10ライセンス取引との比較
可能性自体に問題がある旨主張するが、被告の主張によっても、差異が
15 対価の額に影響を及ぼさないことを覆すに足りず、仮に、影響を及ぼす
ことを前提としたとしても、当該影響が重大なものであることが客観的
に明らかであることを立証するものとはいえない。

b 被告は、本件ライセンス契約とZ10ライセンス契約との間には、実
施権の付与に関する独占又は非独占の別の差異があり、ロイヤルティ料
率にも影響を及ぼす旨主張するが、次のとおり失当である。

20 (a) 製造等のノウハウ等の使用許諾取引は、複数の製造者の競争により
価格が下落することがないよう、一地域において一事業者に対してし
か当該取引をしないのが一般であるから、非独占的な契約であっても、
契約地域内でのノウハウ等の使用を独占することを期待することがで
きる。そして、実質上1社との間でのみされている製造等のノウハウ
等の使用許諾取引と、独占的であることが定められている製造等のノ
25 ウハウ等の使用許諾取引との差異が、ロイヤルティ料率に影響を及ぼ
すことが明らかであるといえるような客観的な証拠はなく、ロイヤル

ティ料率に影響を与えることが客観的に明らかとはいえない。

また、Z10ライセンス契約は、Z10ライセンス契約書の文言上は、非独占的な契約とされていたものの、実際に韓国において原告の取扱製品を製造して販売していたのはZ10のみであり、かつ、原告がZ10ライセンス契約の契約期間中に韓国の他社との間で同様のライセンス契約を締結する意図も計画もなかったから、実質的には韓国における独占的な権利を付与するものである。

他方、本件ライセンス契約においては、Z1とZ3の2社に独占的な権利を付与しているだけではなく、原告の都合により複数の当事者に権利を付与し得ることを予定したものであった上、関係者間の契約であったから、取引条件を独占的なものを非独占的なものに変更した上で原告が台湾において他社と無形資産の使用許諾契約を締結することも理論的には可能である。現に、原告は、2001年（平成13年）4月1日付けで、Z1との間で、原告がZ1に対して原告の有するめっき薬品の製造等のノウハウ等の独占的な使用を許諾する旨の契約を締結したところ、当該契約の契約期間の途中である2005年（平成17年）9月1日付けで、Z3との間で、原告がZ3に対して原告の有するめっき薬品の製造等のノウハウ等の使用を許諾する旨の契約を締結し、さらに、2006年（平成18年）4月1日、Z1ライセンス契約書により、無形資産の独占的な使用を許諾する旨の契約を締結しているのであって、契約書の文言上は、独占的なものとされていたとしても、実質的には非独占のものであったのであり、契約当事者には、契約期間中に独占的な契約に係る契約上の義務に拘束される真実の意思がなかった。

このように、Z10ライセンス契約も、本件ライセンス契約も、実質上同一の条件での契約であって、契約書における独占又は非独占と

5 いう差異が、ロイヤルティ料率に対して影響を及ぼすことについて、
通常の合理的な判断をする者であれば誰もが疑いを入れる余地がない
ほどに客観的に明らかであるとはいえないから、対価の額に影響を与
える差異があるとはいえず、価格に与える影響が重大であるともいえ
ない。被告の主張は、独占と非独占の差異が、対価の額に影響を与
える可能性があるというものにすぎず、当該差異が、対価の額に影響を
与えることが客観的に明らかであることを示す証拠はない。

10 (b) 特定の市場を独占することができる場合にはその価値が大きいため、
独占であるか否かによってロイヤルティ料率に差異があることはよく
見られる（ただし、化学の分野における技術ノウハウの使用許諾取引
において、独占的なものであることがロイヤルティ料率に及ぼす影響
の平均は、1.8%にとどまる。）ものの、本件ライセンス取引の対
象であるめっき薬品の製造等のノウハウは、特許のように独占権が法
律により認められたものではなく、常に秘密性を喪失して類似品が現
15 れることによってその価値が失われる危険を抱えているものであって、
独占的権利として取引がされたとしても、さほど強固な権利ではない。
しかも、本件ライセンス製品は、公知の技術に基づいて開発された製
品にすぎず、その構成原料は基本的に推知可能であって、その微妙な
構成比が秘密であるにすぎないから、同様のめっき薬品を開発して市
20 場に参入するハードルは比較的安く、現に、本件ライセンス製品と同
様の機能又は性能を別の配合比率で達成している競合他社のめっき薬
品がいくつも存在しており、特定の市場を独占することはできないか
ら、保証される市場の独占の利益も大きいものとはいえない。

25 c (a) 被告は、本件国外関連取引は台湾におけるものであり、Z10ライ
センス取引は韓国におけるものであって、製造及び販売の地域に客観
的に明らかな差異がある旨主張するが、一般に、無形資産の使用許諾

取引のロイヤルティ料率は、国の相違によって影響を受ける事例は多くなく、化学薬品業界においては、複数の国又は地域におけるノウハウ等のライセンス契約において、同一のロイヤルティ料率を定める例が複数見られる（甲 3 4～3 6）から、製造及び販売の地域の差異が対価の額（ロイヤルティ料率）に影響を及ぼすとはいえない。

(b) 被告は、個別のめっき薬品の台湾の市場における販売価格と韓国の市場における販売価格との間には大きな差異があるから、製造及び販売の地域の差異は、当該めっき薬品に係る無形資産の使用許諾取引の対価の額に影響を及ぼす事情であるといえる旨主張する

しかし、一般的に、販売価格に差異があるとしても、技術が同種である限り同一のロイヤルティ料率で使用許諾取引がされることがあるのは公知の事実であり、また、使用許諾を受けたノウハウ等を使用して製造した製品をどのような価格で販売するかはライセンシーの自由裁量に委ねられており、販売価格が異なればロイヤルティ料率も異なることが、客観的に明らかであるともいえず、販売価格の差異がロイヤルティ料率に重大な影響を及ぼすことを立証する証拠もないから、製造及び販売の地域又は販売価格に差異があるとしても、対価の額に重大な影響を及ぼす差異はないといえる。

また、本件においても、原告の主力商品（Z 1 2）の台湾での価格が韓国における価格よりも高いのは、本件国外関連者がユーザーに対してユニークなサービスを提供している反面、Z 1 0がユーザーに対して同様のサービスを提供していなかったことによるものである。そして、本件国外関連者もZ 1 0も、グローバルにビジネスを展開する共通のエレクトロニクスメーカーにめっき薬品を販売しており、同一のエレクトロニクスメーカー向け基板の市場という同一の市場で事業を展開しているものといえ、本件ライセンス取引もZ 1 0ライセンス

取引も、同一の市場で競争するプリント基板メーカー向けのめっき薬品の製造等のノウハウに関するものである以上、その対象である市場は、同一であるから、製造及び販売の地域が台湾と韓国という違いがあるとしても、価格に重大な影響を及ぼさない。

5 被告の主張は、製造等のノウハウ等の使用許諾取引の対価の額に影響を及ぼす可能性がある旨のものにすぎず、製造及び販売の地域又は販売価格の差異が、第三者間で合意される無形資産の使用許諾取引の対価の額（ロイヤルティ料率を用いて対価の額が計算されるという取引条件）に影響を及ぼすことが客観的に明らかであるとはいえない。

10 (c) 被告は、韓国においては、共通製品のみを製造していれば足り、市場のニーズも顧客も台湾とは違っていて、めっき薬品の市場に明らかな差異がある旨主張する。

しかし、原告が本件国外関連者に対して新製品の製造等のノウハウ等の使用許諾をした一方で、Z10に対しては当該ノウハウ等の使用を許諾していないものの、これは、市場の状況の差異の問題ではない。15
そして、韓国でも台湾でも、共通製品の製造等のノウハウの使用許諾取引がされており、共通製品の製造等のノウハウと新製品の製造等のノウハウ等が「同種」であることは、前記ウ(ア) cのとおりであるから、上記の主張によっても、市場の状況の差異が共通製品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引の対価の額に影響があることが客観的に明らか20
であることを立証したものとはいえない。

d 被告は、本件ライセンス契約とZ10ライセンス契約との間には、ロイヤルティ料率を乗ずる対象となる金額の別（純販売価格及び正味販売額の別）について、顕著な差異がある旨主張する。

25 しかし、独立第三者間でライセンス契約の対価の額を決める場合の当事者の関心事は、結果的に計算される金額であり、正味販売額が純販売

価格よりも高額であることは自明であるから、Z10ライセンス取引を比較対象取引とする独立価格比準法と同等の方法を用いれば、本件ライセンス取引の価格は、独立企業間価格を下回ることになるのであり、移転価格税制が適用される前提を欠くこととなる。

5 e 原告及び本件国外関連者の台湾におけるシェアは元々0%であり、顧客に対する徹底的な技術サポートを販売契約締結前から販売契約締結後
10 に至るまで提供し続けるというZ1のユニークなビジネスモデルの結果として、Z1に向けた潜在的な顧客に対する認知度が高まり、圧倒的なシェアを獲得するに至ったから、台湾における圧倒的なシェア(80%)
15 は、Z1のビジネスモデルの結果として達成されたものであり、現在も当該ビジネスモデルによって維持されているものであって、めっき薬品自体の価格競争力や収益力に由来するものではない。現に、Z1のようなサービスを提供していない原告は、日本において約28%のシェアしか有しておらず、Z10は、韓国において約15%のシェアしか有していない。

そして、そのような理由によるシェアの差異が、無形資産の使用許諾取引の対価の額に影響を及ぼすことがないであろうこと及びその影響額が重大であるともいえないことも合理的に推測し得る上、被告は、市場におけるシェアの差異がロイヤルティ料率に重大な影響を及ぼしている
20 ことが明らかであることを立証し得る客観的な証拠を何ら提出していない。なお、仮に、シェアの相違を前提とするロイヤルティ料率への影響があるとしても、1%を超えることはないと思われる。

したがって、シェアの相違を理由として「同様の状況」ではないとはいえない。

25 オ 本件ライセンス契約におけるロイヤルティ料率の決定方法がZ10ライセンス契約と同様であることが独立価格比準法と同等の方法を用いることがで

きることを基礎付ける事情であること

(ア) 原告は、2000年（平成12年）頃から、業界相場を採用しようとするマーケットアプローチにより、業界水準のロイヤルティ料率は5%であるとの判断の下、全ての許諾製品、製造販売許諾地域について、一律に、
5 正味販売額の5%を許諾料率とするノウハウ等のライセンス契約を締結する方針を有していた。また、ロイヤルティ料率を決定する際、ライセンシーが無形資産の使用許諾を受けて実施した事業による利益の一定割合をロイヤルティとしてライセンサーに帰属させるというインカムアプローチ（例えば、Rule of thumb理論）を前提とすると、使用許諾の対象である無
10 形資産を用いた事業から得られる利益率に差がなければ、製品の販売価格が異なってもロイヤルティ料率に差が生じない。

(イ) Z10ライセンス契約は、平成14年以降、前記(ア)の方針に沿って更改し、ロイヤルティ料率を5%としており、本件ライセンス取引におけるロイヤルティ料率も、同様の方針に沿って、5%と決定しているから、本件
15 ライセンス取引の性質、一般に第三者間の取引で行われているロイヤルティ料率の決定の方法（前記(ア)のマーケットアプローチ、インカムアプローチ等）に照らせば、Z10ライセンス取引を比較対象取引として、独立価格比準法と同等の方法を用いて本件ライセンス取引の独立企業間価格を算定することが、最も合理的であるといえる。

(ウ) a 被告は、ライセンス契約の締結に当たり、どのようにロイヤルティ料率を決定したかというその方法の妥当性と、実際にされた取引の価格が
20 独立企業間価格であるかということ（国外関連者への所得の移転が生じていないかということ）は、別の問題である旨主張する。

しかし、原告は、本件ライセンス取引の対価の額をマーケットアプローチに基づいて決定したから妥当である旨ではなく、本件ライセンス取引
25 と同一の基本方針（マーケットアプローチ）に基づいて対価の額を決

定したZ10ライセンス取引があるから、Z10ライセンス取引を比較対象取引として独立価格比準法と同等の方法を用いることが合理的である旨を主張しているものである。

5 b 被告は、マーケットアプローチによるロイヤルティ料率の決定が妥当な方法であるとはいえない旨主張する。

しかし、原告は、業界水準に基づいてロイヤルティ料率が決定されているという慣行に基づき、同一又は同種のめっき薬品の製造等のノウハウについて、第三者であるZ10との間でした取引と本件国外関連者との間でした取引が存在していることを理由として、Z10ライセンス取引を比較対象取引として独立価格比準法と同等の方法を用いて本件ライセンス取引の独立企業間価格を算定することが合理的である旨を主張しているものである。

10 c 被告は、インカムアプローチの1つである残存利益アプローチによれば、残余利益分割法の考え方も、独立企業原則に照らして合理的なロイヤルティを決定する方法の1つといえる旨主張する。

しかし、インカムアプローチ（Rule of thumb理論）とは異なり、第三者間で、残存利益アプローチによる価格付けが行われているという証拠はなく、残存利益アプローチは、単に理論的に考えられる方法として存在しているにすぎないから、独立企業原則からすると、残存利益アプローチという理論上の方法が存在すること自体によって、本件ライセンス取引の独立企業間価格を算定する方法として残余利益分割法が最も合理的であることが立証されることにはならない。

20 (2) 本件ライセンス取引を構成する個別の取引ごとに独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法を用いて独立企業間価格を算定すべきこと

25 ア 独立価格比準法に準ずる方法又は独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法を用いるための要件

(7) 移転価格ガイドライン（2017年（平成29年）に改訂される前のもの）においては、資産又は役務の特徴の類似性（取引対象が同種であること）自体は、CUP法の要件とされておらず、資産若しくは役務の特徴に差異があってもその差異が価格に重大な影響を与えていないか、又は価格に対する影響を排除することができる相当程度正確な調整が可能であれば、すなわち、比較可能であれば、適法なものとしてされている。

また、移転価格ガイドライン（2017年（平成29年）に改訂される前のもの）においては、①CUP法は、関連者間取引において移転された資産又は役務の価格を、比較可能な状況の下で比較可能な独立企業間取引において移転された資産又は役務の価格と比較する方法である旨（同2.13）、②比較される取引間又はそれらの取引を行う企業間のいかなる差異も、価格に重大な影響を与えない場合、又はそのような差異の重大な影響を排除するために、相当程度正確な調整を行うことができる場合、独立企業間取引は関連者間取引と比較可能であり、CUP法は、他のいかなる方法よりも望ましい方法である旨（同2.14）、③価格に重大な影響を及ぼす差異が存在し、かつ、相当程度正確な調整を行うことができない場合にも、CUP法の適用を形にはめたように排除すべきではなく、CUP法の相対的な信用性は、比較可能性を達成するために行われる調整の正確性の程度により影響を受けるが、CUP法を独立企業間価格の算定方法として用いることができるか否かは、あくまでも具体的な事案において、他の方法を用いた場合の信頼性との比較において判断されるべきものであって、比較可能性の程度が低く価格に重大な影響を与える差異が存在し、かつ、その差異を正確に調整できないとの理由のみによって適用が排除されるものではない旨（同2.16）、④関連者間取引と独立企業間取引において移転される資産の僅かな差異が、価格に重大な影響を与えることがあるから、そのような場合は、何らかの調整を行うことが適切であろうが、

この場合も、CUP法の適用を形にはめたように排除すべきではなく、調整の程度と信頼性が、CUP法の下での分析の相対的な信頼性に影響を与えることを念頭において、他の方法を用いた場合の信頼性との比較において最も適切な方法であるかが判断されるべきである旨（同2. 15）が、
5 それぞれ指摘されている。

独立企業間価格を算定する方法としてのCUP法の信頼性の程度は、比較可能性の欠如が価格に対して与える影響の程度（差異の調整が可能な場合には、差異を調整した後のもの）に依存し、比較可能性の程度が低くても、他の方法を用いて独立企業間価格を算定した結果の信頼性が更に低い
10 場合には、最も適切な独立企業間価格を算定する方法として用い得る場合もあり、どの独立企業間価格を算定する方法が適切かは、具体的な事案における相対的な信頼性により決定され、一義的に定まるものではない。そして、租税特別措置法66条の4第2項が規定する独立価格比準法及び独立価格比準法と同等の方法とCUP法の基本的な考え方は同一である。

そうすると、同種とはいえない程度の棚卸資産の差異があるが、その差異が価格に重大な影響を及ぼさない場合又はその差異が価格に与える影響を排除し得る調整をなし得る場合には、移転価格ガイドライン上も租税特別措置法上も、適法な独立価格比準法に該当する。また、棚卸資産の購入又は販売以外の取引について、同種とはいえない程度の取引対象の差異
20 があるが、その差異が価格に重大な影響を及ぼさない場合又はその差異が価格に与える影響を排除し得る調整をなし得る場合には、移転価格ガイドライン上の適法なCUP法に該当し、租税特別措置法上も、独立価格比準法と同等の方法として、適法なものとなる。

他方、関連者間取引と独立企業間取引に差異が存在し、その差異により
25 生ずる対価の額の差異が重大であり、かつ、当該対価の額の差を調整することができないために、法律上の推定を行い得ない場合であっても、直ち

に独立企業間価格を算定する方法として用い得ないわけではなく、独立企業間価格を算定する方法としての信頼性が低下するにとどまるのであって、残余利益分割法を含むその他の方法又は残余利益分割法と同等の方法を含むその他の方法と同等の方法を用いて算定され得る独立企業間価格よりも算定された独立企業間価格の相対的な信頼性が高い場合（一般的類型的に見た理想的な価格への近似性はなくとも、具体的な事情の下において他の適用可能な方法と比較した結果、理想的な価格に最も近似するといえるような場合）には、独立価格比準法又は独立価格比準法と同等の方法を用いることができる程度の（理想的な価格に近似するという法律上の推定が及ぶまでの）比較可能性がないとされた取引を比較対象取引として独立企業間価格を求める方法を、独立価格比準法に準ずる方法又は独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法として取り扱い、独立企業間価格を算定するために用いることができると解すべきである。移転価格ガイドライン（2017年（平成29年）に改訂される前のもの）2.10、同2.5にも、これに沿う記載がある。

これは、具体的な事実関係の下で、実際に他の方法と比較をして、他の方法よりも理想的な価格の近似値を算定し得るといえる場合にのみ、独立価格比準法に準ずる方法又は独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法として当該方法を用いて独立企業間価格を算定することができるという趣旨であり、比較可能性の要件を緩めて独立価格比準法又は独立価格比準法と同等の方法を用いようとするものではない。

(イ) 租税特別措置法66条の4第2項は、基本三法優先の規定を設けることによって、基本三法がその他の方法よりも適切な方法であるという法律上の推定を規定していたため、棚卸資産の売買については、資産の僅かな差異が価格に重大な影響を及ぼすことがあることから、その他の方法よりも適切な方法であるという法律上の推定が働く独立価格比準法に該当する場

合を同種の資産である場合に限定したにすぎない。

差異により生ずる対価の額の差異が重大であり、かつ、対価の額の差異を調整することができないために、上記の法律上の推定を行い得ない比較対象取引の価格と直接比較する方法により算定した独立企業間価格が、残余利益分割法を含むその他の方法を用いて算定され得る独立企業間価格よりも客観的存在としての独立企業間価格に近似する場合、法律上の推定を行い得ないとの理由のみで、独立企業間価格を算定する方法としての信頼性が劣った他の方法を基に独立企業間価格を算定しなければならないとすることを正当化すべき理由はない。基本三法の要件は満たしていないとしても、基本三法と基本的な考え方は同じである方法を基本三法に準ずる方法と認めた上で、当該方法がその他の方法よりも適切である場合（客観的存在としての独立企業間価格により近似する価格を算定し得る場合）には、当該方法を用いて独立企業間価格を算定すべきである。

CUP法は、租税特別措置法66条の4第2項に規定する独立価格比準法及び独立価格比準法に準ずる方法の双方を含むものであるところ、関連者間取引の対価の額と独立企業間取引の対価の額を比較する方法は、両取引に全く類似性がなく、両取引の価格に何らの相関関係もない場合を除き、少なくとも租税特別措置法における「独立価格比準法に準ずる方法」には該当するから、当該方法がその他の方法よりも適切である場合には、独立企業間価格は、当該方法により算定されるべきである。

イ Z10ライセンス取引を比較対象取引として独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法を用いて本件ライセンス取引の独立企業間価格を算定することができること

仮に、原告が前記(1)に主張する方法が独立価格比準法と同等の方法における同種性の要件及び比較可能性の要件を満たさないとしても、前記ア(ア)のとおり、直ちに、CUP法の適用は否定されず、その他の独立企業間価格を

算定する方法よりも相対的に信頼性が高い場合には、独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法に該当し、当該方法を用いて独立企業間価格を算定することができる。本件においては、次のとおり、Z10ライセンス取引を比較対象取引として本件ライセンス取引の独立企業間価格を算定する方法は、他の方法と比較して信頼性が高いから、当該方法を独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法として用いることができるというべきである。

(ア) ①原告が本件ライセンス取引において使用を許諾しためっき薬品の製造等のノウハウ等及び原告がZ10ライセンス取引において使用を許諾しためっき薬品の製造等のノウハウは、いずれもめっき薬品の製造という同一の事業に係るものであること、②上記①のノウハウ等又はノウハウは、いずれも表面処理をするという同一の機能を果たし、めっき薬品を製造するために必要とされる技術情報等の種類、内容等において高度の類似性があること、③独立企業間で無形資産の使用許諾取引がされる場合にロイヤルティがどのように決定されているかという実態、④原告が本件非関係者であるZ10との間で無形資産の使用許諾取引をする際にロイヤルティをどのように決定したかという事実及び⑤本件ライセンス契約の対象であるめっき薬品の製造等のノウハウ等の特徴に鑑みると、比較対象取引の類似性は十分に満たされており、かつ、基本的な考え方も共通しているから、原告が前記(1)に主張する方法(Z10ライセンス取引を比較対象取引とする方法)は、独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法に該当し、当該方法を用いて算定された価格は、独立企業間価格としての信頼性を有する。

(イ) CUP法は、関係者間の商業上及び資金上の関係において設定される条件が独立企業間のものであるか否かを決定する最も直接的な手段であることから、CUP法と他の独立企業間価格を算定する方法とが同等の信頼性をもって適用可能な場合には、CUP法の方が望ましいものとされ、また、無形資産の使用許諾取引について、独立企業間価格を算定する際に、同一

の所有者が独立企業に対して比較可能な状況の下で比較可能な無形資産の使用を許諾する場合には、CUP法を使用することが可能であるとされている（移転価格ガイドライン（2017年（平成29年）に改訂される前のもの）2.3及び同6.23参照）。

5 CUP法は、資産の差異が価格に重大な影響を及ぼす可能性があり、そのような価格に重大な影響を及ぼす差異がある場合には、相当程度の調整がされなければその信頼性が減少するという短所があるが、本件においては、①めっき薬品の製造等のノウハウ等の所有者である原告自身が独立の
10 第三者であるZ10に対し、同一又は極めて類似するめっき薬品の製造等のノウハウの使用を許諾する取引（Z10ライセンス取引）をしており、②本件ライセンス取引もZ10ライセンス取引も、業界の一般的なロイヤルティ料率の水準を基準にロイヤルティ料率を決定するという一般的な慣行に合致した方法で価格が設定されているから、Z10ライセンス取引を内部の比較対象取引としてCUP法を用いることができ、独立企業間で
15 あれば成立したであろう価格に近似する価格を算定し得る。本件においては、CUP法の短所のゆえにその信頼性が低くなるとはいえず、CUP法の長所により、租税特別措置法が規定する独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法としての信頼性は高い。

20 他方、本件においては、台湾における超過利益の発生に本件国外関連者のユニークな役務の提供を伴ったマーケティング活動が大きく貢献している反面、原告の研究及び開発に係る活動（以下「研究開発活動」という。）の貢献は不明であり、少なくとも本件国外関連者の活動の貢献ほどには超過利益の発生に貢献していないと思われることに照らし、残余利益分割法と同等の方法は、独立企業間であったならばされたであろう利益分割に近
25 似する結果を算定し得る方法とはいえず、信頼性が極めて低い。

(3) 本件棚卸資産販売取引については原価基準法を用いて独立企業間価格を算

定すべきこと

原告は、本件国外関連者に対するのと同様、Z10に対し、BB品を販売しているから、Z10棚卸資産販売取引を比較対象取引として原価基準法を用いて本件棚卸資産販売取引の独立企業間価格を算定することができる。

5 原告がZ10に対して販売しているBB品も、本件国外関連者に対して販売しているBB品も、めっき薬品を製造するための半製品等であり、その性状、構造、機能等の面で同一である又は類似するから、両者は類似の棚卸資産と認められる。原告は、Z10に対するBB品についても、本件国外関連者に対するBB品についても、めっき薬品の製造に必要な複数の原料を混合するという
10 製造行為をした上で出荷しているから、原告が果たす機能に差異はない。また、Z10棚卸資産販売取引と本件棚卸資産販売取引との間で、利益率に影響を及ぼすことが明らかな差異も認められない。しかも、本件棚卸資産販売取引の売上総利益は、Z10棚卸資産販売取引の売上総利益を著しく上回っているから、本件棚卸資産販売取引について、移転価格税制を適用する要件を満たさないこと
15 とも明らかである。

2 争点1-2（本件国外関連取引の独立企業間価格を算定するために残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法を用いることの可否）について

（被告の主張の要点）

(1) 当該事案における最も適切な方法であることの立証の要否

20 ア 課税庁が選択した方法が事案に照らして合理的であれば足りること

原告は、基本三法を用いることができない場合であったとしても、そのこと
によって直ちに残余利益分割法を用いたことが適法となるのではなく、残余利益分割法を用いて独立企業間価格を算定したことが適法であるといえる
ためには、個々の具体的な状況の下で、独立企業原則に照らし、残余利益分
25 割法がその他の方法の中で独立企業間価格を算定する上で最も信頼することが
できる方法であることを立証しなければならない旨主張する。

しかし、法令上、独立企業間価格を算定する場合に、その他の方法の間には、優劣関係はない（租税特別措置法 66 条の 4 第 2 項 1 号ニ）上、その他の方法のうちの採用し得る全ての方法を全て比較検討した上で、残余利益分割法の方が信用することができる方法であることを逐一立証する必要はなく、
5 当該事案の特徴に照らし、残余利益分割法を用いて独立企業間価格を算定することが合理的であれば、残余利益分割法を用いて独立企業間価格を算定することができるかと解すべきである。

そして、本件においては、前記 1（被告の主張の要点）(1)ないし(3)のとおり、基本三法又は基本三法と同等の方法を用いて独立企業間価格を算定
10 することができない上、本件国外関連取引は、無形資産が対象となる取引で、かつ、グループ企業内の複数の当事者に独自の寄与が認められるものであって、残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法を用いて独立企業間価格を算出することが、最も適切であるといえる。

イ その他の方法のうちの最も適切な方法を用いることがその他の方法を用いる
15 場合の要件となっていたとは解せないこと

(ア) 原告は、現行の租税特別措置法 66 条の 4 第 2 項が規定する「最も適切な方法」という文言は、確認規定にすぎず、平成 23 年法律第 82 号による改正前の租税特別措置法 66 条の 4 第 2 項においても、基本三法については、当該方法が基本三法の中で最も適切な方法であることが、その他の
20 方法については、基本三法を用いることができず、かつ、当該方法がその他の方法の類型に属する方法の中で最も適切な方法であることが、要件となっていた旨主張する。

しかし、同項には、基本三法をその他の方法に優先して用いるべきである旨が定められていたが、「最も適切な方法」との文言はなく、その他の
25 方法の間の適用に関する優劣関係は規定されていなかったから、本件各事業年度における本件国外関連取引の独立企業間価格を算定する方法の選

5 択については、基本三法及び基本三法と同等の方法を用いることができないことを前提として、当該事案の特徴に照らし、残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法を用いて独立企業間価格を算定することが合理的であれば、それ以外の用い得る方法を全て比較した上で残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法の方がより信頼することができることを逐一立証しなくとも、当該方法の選択が違法となるものではないと解すべきである。また、現行の租税特別措置法66条の4第2項には、「最も適切な方法」との文言があるが、同項の適用においても、独立企業間価格を算定するに当たって用いた方法が最も適切な方法であるか否かについて、10 全ての方法を深く分析して比較検討すべきであるとすることは、課税庁に極めて重い立証責任を課すだけではなく、公平な結論となるかどうかにも疑問がある（移転価格ガイドライン（2017年（平成29年）に改訂される前のもの）2.8も参照）。

15 そうすると、「最も適切な方法」という限定が明文上付されていなかった租税特別措置法66条の4第2項を、現行の租税特別措置法66条の4第2項よりも更に厳格に解さなければならない理由はなく、原告が主張するような厳格な立証は不要である。

20 (イ) 原告は、申告納税方式の下においては、課税庁の裁量（複数の独立企業間価格を算定する方法のうちから任意の1つの方法を選択すること）次第で異なる数額の納税義務が確定することはあり得ず、特定の事実関係の下において用いるべき独立企業間価格を算定する方法は、法律の規定に基づいて一義的に定まっているといえる旨主張する。

25 しかし、本件においては、課税庁が合理的な調査を尽くしても、本件国外関連取引と比較可能性のある外部の比較対象取引を見いだすことができず、かつ、Z10ライセンス取引も含めて比較可能性のある内部の比較対象取引を見いだすこともできなかったから、基本三法及び基本三法と同

等の方法を用いることはできないと判断した上で、本件国外関連取引が、無形資産を対象とするもので、かつ、国外関連取引の当事者の双方が重要な無形資産を保有する事案であったこと等を踏まえ、基本三法に準ずる方法及びその他政令で定める方法並びに基本三法に準ずる方法と同等の方法及びその他政令で定める方法と同等の方法の中から、最も適切に独立企業間価格を算定することができる合理的な方法として残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法を用いたものである。

5
10
15
20
25

(ウ) a 原告は、課税庁が当該事案において通常想定し得るその他の方法との比較をするなど合理的な検討及び調査を尽くしたにもかかわらず、残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法よりも適切な方法が存在しなかったことを立証した場合には、原告が残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法よりも適切な方法を具体的に主張立証しない事実を間接事実として、残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法が最も適切な方法であることが事実上立証されたものとすれば足りることを前提として、被告は、本件において、残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法が、通常想定し得るその他の方法のいずれよりも適切であることを立証しなければならない旨主張する。

しかし、独立企業間価格を算定する各方法の特徴を適切に把握した上で、当該事案における国外関連取引の特徴等を子細に検討することにより、最も適切な独立企業間価格を算定する方法に係る分析をすることは可能であって、本件においても、そのような分析をした結果として、残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法が最も適切な方法であると判断したものである。このことを超えて他により適切な方法が存在しないことを逐一立証すべきものと解すべき合理的理由はない。

b 仮に、最も適切な方法であることの主張立証責任が第一次的には国の側にあるとしても、優先的に用いられるべき基本三法及び基本三法と同

等の方法について、合理的な調査を尽くしたにもかかわらず、これを用いることができないことを主張立証した後は、基本三法に準ずる方法及びその他政令で定める方法並びに基本三法に準ずる方法と同等の方法及びその他政令で定める方法と同等の方法の中から、算定方法及び国外関連取引の各特徴を踏まえた分析に基づき、特定の独立企業間価格を算定する5 方法が最も適切な方法であることを主張立証しさえすれば足り、納税者がこれを争う場合には、他により適切な独立企業間価格を算定する方法があることを具体的に反証すべきものと解すべきである。

(エ) 原告は、残余利益分割法は、同様の取引が、同様の状況の下で、独立第10 三者間でされたとしたならば成立したであろう取引の価格に、独立価格比準法に準ずる方法を用いる場合よりも近似する価格を算定することができる場合に限り、当該事案の状況に適した合理的な方法となる旨主張する。

しかし、関連者間取引と非関連者間取引との間に差異が存在し、当該差異により生ずる対価の額の差を調整することができない場合、独立価格比15 準法及び独立価格比準法に準ずる方法を用いること自体ができないから（前記1（被告の主張の要点）(2)ア(ウ) a 参照），そのような場合には、残余利益分割法との信頼性の比較をする前提も欠けることになる。また、原告の主張は、前記1（被告の主張の要点）(2)ア(ウ) b のとおり、独立企業間価格が客観的に明らかであることを前提に、その近似値を算定するこ20 とができる方法が合理的であるという本末転倒した誤ったものである。

(2) 本件ライセンス取引と本件棚卸資産販売取引とを一体のものとして残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法を用いるべきであること

ア 独立企業間価格を算定する際の取引の単位について

前記1（被告の主張の要点）(1)ア(ア)に主張したところに加え、租税特別25 措置法通達66の4(3)-1(2)は、「国外関連取引について、生産用部品の販売取引と当該生産用部品に係る製造ノーハウの使用許諾取引等が一体とし

て行われており，独立企業間価格についても一体として算定することが合理的であると認められる場合」を掲げている。これらに反する原告の主張は，失当である。

イ 本件ライセンス取引と本件棚卸資産販売取引との関係

5 (ア) 原告は，本件ライセンス取引について，ロイヤリティ収入のみでは十分な利益を回収するどころか，投下した研究開発費すら十分に回収することができていないとの認識を有していた。また，B B品は，原告が有するめつき薬品の製造等のノウハウ等の一部を構成するものであり，本件ライセンス製品を製造するために不可欠な原料又は当該めつき薬品の一部（半製
10 品等）であるところ，原告は，上記のような認識の下，B B品を本件ライセンス製品の原材料の一部として指定し，その成分や配合比を明らかにしないまま，本件国外関連者に対してその購入を事実上義務付けていた。

原告は，これにより，情報漏えいの防止を図るとともに，B B品の価格を原告がコントロールすることが可能であることを背景にB B品の販売
15 に係る利益を確保し，当該利益を本件ライセンス契約において無形資産の使用を許諾したことの対価として実質的に収受し，当該無形資産を形成，維持又は発展させる費用（研究開発費）を回収することも企図していたから，本件棚卸資産販売取引の対価は，本件ライセンス取引において無形資産の使用を許諾したことの対価を回収することも考慮して設定されていた
20 ものとみることができる。

このような取引の実情を踏まえると，本件ライセンス取引と本件卸売資産販売取引は，一体のものとして行われているとみるべきであり，これらを一体のものとしてその独立企業間価格を算定するのが合理的である。

(イ) 原告が本件国外関連者に対して製造等のノウハウ等の使用を許諾しため
25 つき薬品については，それを製造するための原材料としてB B品を使用することが一般的であったところ（後記エ(ア)も参照），B B品は本件ライセ

5 ンス製品の製造等のノウハウ等の一部を構成するものであって、成分の構成比すら不明な原材料の混合物であるため、これを用いためっき薬品の製造等のノウハウ等の開示を受けない限り、通常取引の対象とはなり得ない不完全なものであったから、めっき薬品の製造等のノウハウ等とBB品とは、一体のものとして取引されて初めて価値を有するものといえ、両者はあくまでも不可分一体のものとして取引がされる実態にあったといえる（後記エ(イ)及び(ウ)も参照）。

ウ 原告も本件ライセンス取引と本件棚卸資産販売取引が一体のものであるとの認識を有していたこと

10 (ア) 本件において、本件棚卸資産販売取引と本件ライセンス取引との間取引の一体性が認められるとして、原告と本件国外関連者との間の取引の独立企業間価格を算定する際、本件棚卸資産販売取引も含めた上で独立企業間価格を算定することを提案したのは、原告自身であり（乙64）、原告も、本件棚卸資産販売取引により、本件ライセンス取引において無形資産
15 の使用を許諾したことの対価を回収することが不足しているのを補っていたとの認識を有していたことがうかがわれる。

 (イ) 原告は、残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法を用いて独立企業間価格が算定される場合に備えて、本件調査担当者に対し、本件ライセンス取引及び本件棚卸資産販売取引の双方を残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法を用いる対象とすべき旨を上申した旨主張する。
20

 しかし、原告は、上記の上申の際、自ら明確に根拠を示した上で、原告と本件国外関連者との間の取引の独立企業間価格を算定する際、本件棚卸資産販売取引も含めた上で独立企業間価格を算定すべきであることを提案し、本件国外関連取引全体としての対価を本件ライセンス取引における
25 ロイヤルティだけではなく本件棚卸資産販売取引における利益からも回収する実情にあったこと等を具体的に説明しており（乙64）、これが、

原告が主張するような動機に基づくものであるとしても、その根拠として挙げた事実そのものが直ちに虚偽であることになるわけではなく、現に、複数の資料、供述等（乙50の4、乙56、57、60、71、72、77、139、142）により裏付けられているから、本件国外関連取引の
5 実情に関する原告の説明は、十分に信用することができる。

エ 原告の主張が失当であること

(ア) 原告は、本件国外関連者が、本件ライセンス製品を製造するに当たり、そのほとんどについてBB品を原料として使用しておらず（例えば、平成19年3月期のBB品の取引は、240個の使用許諾取引に対して僅か1
10 2品目にとどまっている。）、本件ライセンス取引のうちのほとんどのものには、その価格に影響を及ぼす可能性のあるBB品の取引（本件棚卸資産販売取引）が存在していないから、本件ライセンス取引と本件棚卸資産販売取引がその価格設定について関連しているとはいえない旨主張する。

しかし、上記の原告の主張は、実際に製造等のノウハウ等が使用されている本件ライセンス製品の数ではなく、Z3ライセンス契約書（2005
15 年（平成17年）9月1日付けのもの）に記載のある本件ライセンス製品の総数（乙21）と平成19年3月期時点で実際に取引されていたBB品の個数（乙104の2）とを比較したものであるところ、本件ライセンス製品の全てが実際に製造されていたわけではないから、主張の前提自体を誤ったものである。また、原告は、本件ライセンス製品の原料について当初はBB品として管理していなかったものの、2002年（平成14年）
20 頃からBB品としての管理を開始し、2004年（平成16年）又は2005年（平成17年）頃以降、順次、原料にBB品を用いた部分的な開示に切り替えていったのであって（乙56）、BB品の品目数は、新製品の開発及び従来品の原材料についてのBB品としての管理の拡大に伴い、
25 年々増加しているから（乙139）、平成19年3月期当時に取引されて

いたB B品の品目数のみで比較をすることは、相当ではない。

また、個別の枝番で分けられた個々の本件ライセンス製品についてみれば、それを製造するについてB B品を用いないものが多数存在していることは事実であるが、同じ型番名で始まる製品群は、1つのめっき薬品を製造し、使用するために必要不可欠なものとして相互に密接に関連しているから、個別の枝番で分けられた本件ライセンス製品ごとにB B品を使用するめっき薬品か否かを判断することは相当ではなく、1つのめっき薬品を作成し、使用するために必要な同じ型番で始まる製品群ごとに（枝番に分けられためっき薬品の全体を1つの単位として）判断する必要がある。そして、Z 3が販売する主要なめっき薬品のほとんどに原材料としてB B品が使用されており、これを売上金額の割合でみた場合、本件各事業年度の平均で6割を超えるめっき薬品についてB B品を使用することが必要である（乙50の4、乙142）。

以上のとおり、原告が本件国外関連者に対して製造等のノウハウ等の使用を許諾しためっき薬品については、原材料としてB B品を使用することが一般的であったといえる。

(イ) 原告は、B B品自体は、混合された原料の価格の合計額以上の価値を有するものではなく（したがって、B B品を含むノウハウ等の開示を受けたライセンシーに対する原料の販売に係る対価の額と完全なノウハウ等の開示を受けたライセンシーに対する原料の販売に係る対価の額は、競争市場においては、理論的には同一である。）、ノウハウ等を含むものとして高値で取引されているものでもないから、B B品の価格が無形資産の使用許諾取引の対価の額の影響を受けている事実も、無形資産の使用許諾取引の対価の額がB B品の価格の影響を受けている事実もない旨主張する。

しかし、B B品は、本件ライセンス製品の原材料等であり、ライセンシーに対してその成分を開示しないことによって、本件ライセンス製品の製

造工程の一部をブラックボックス化し、機密情報の漏えいを防ぐ又は遅延させることを目的とするものであるから、その成分が開示されないことに意味がある。本件国外関連者は、B B品の成分が不明である以上、ライセンサーである原告以外からは本件ライセンス製品の原材料であるB B品を5 購入することができず、原告からB B品を購入することを事実上強制されることとなつて、ライセンサーである原告がB B品の価格の設定をコントロールすることができ、B B品の取引において原告が利益を確保することができることになる。このように、B B品については競争市場を観念できないから、B B品を含む原材料を購入する場合とB B品を含まない原材料を購入する場合の対価の額が、競争市場においては理論的に同一である10 とはいえない。成分の構成比が不明な原材料の混合物であるB B品は、これを用いためっき薬品の製造等のノウハウ等の提供を前提としない限り、通常、取引の対象となり得ない不完全なものであつて、めっき薬品の製造等のノウハウ等とB B品とはあくまでも不可分一体のものとして取引される15 実態にあるから、このような取引の実態を無視し、別個に対価の額を検証することは、取引の実情からかい離した非合理的な手法である。

(ウ) 原告は、B B品を用いたライセンス契約のロイヤルティ料率がB B品を含まないライセンス契約のロイヤルティ料率よりも低く設定されるという10 事実はなく、本件においてその立証もない旨主張する。

しかし、原告は、めっき薬品の製造等のノウハウ等を部分的に開示した上で、非開示部分の原材料の混合物をB B品として供給していたところ、部分開示されためっき薬品の製造等のノウハウ等それ自体は、B B品の供給なしには取引の対象となり得ない不完全なものであつて、これを独立のものとして一般的な対価の額を論ずることは不可能であるから、原告のいう「B B品を用いたライセンス契約のロイヤルティ」を独立のものとして25 観念し、これを原告のいう「B B品を含まないライセンス契約のロイヤル

ティ」と比較する手法自体が無意味である。

そして、めっき薬品の製造等のノウハウ等とBB品とが不可分一体のものとして取引される以上、取引当事者の認識としても、両者を一体のものとして取引全体の対価を考慮するのが通常であって、これを分離して個別
5 に対価の額を検証することは、取引当事者の認識にも沿わない結果となる。現に、原告は、本件ライセンス取引について、ロイヤルティ収入のみでは十分な利益を回収するどころか投下した研究開発費すら十分に回収することができていないとの認識を有しており（乙71, 72, 77）、本件
10 ライセンス製品について、その原料をBB品として管理し、情報漏えいの防止を図るとともに、その利幅を大きく取ることで、国外関連者にめっき薬品の開発に係る研究開発費等の費用負担を求めようとしていたものであるから（乙57）、BB品の取引を開始する前後で、ロイヤルティ料率
15 に変化がないことは当然である。

したがって、本件国外関連取引においては、原告が、BB品の利幅を大きく
15 大きく取ることにより本件国外関連取引全体として利益の回収を図るとい
う実情があった以上、これを無視して本件国外関連取引全体の合理的かつ
適正な独立企業間価格を算定することは不可能であるから、本件ライセン
ス取引と本件棚卸資産販売取引を一体の取引と評価した上で独立企業間
20 価格を算定し、比較対象取引の存否も検討すべきである。

(エ) 原告は、①原告の主力商品（Z12）のロイヤルティ料率は、本件国外
25 関連取引においても、Z10ライセンス取引においても、BB品の取引を
開始する前後で変化はなく、当該ロイヤルティ料率は、BB品の取引を考
慮して価格が設定されているわけではない、②平成19年3月期において、
本件国外関連者及びZ10に対し、原告の主力商品（Z12）のBB品を
販売したところ、当該取引により原告が得た売上総利益（平成19年3月
30 期）は、本件国外関連者に対するものが11万2600円、Z10に対す

るものが31万1520円にすぎず（乙104の2，乙105），その利益額は少額である，③BB品の取引の主たる目的は，めっき薬品の製造等のノウハウ等の秘密の保持にあり，ロイヤルティ収入の額の調整をする意味を全く有していないなどとして，本件ライセンス製品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引とBB品の販売取引（本件棚卸資産販売取引）とを一体として独立企業間価格を算定すべき理由はない旨主張する。

しかし，前記イ(ア)のとおり，BB品の販売に係る利益を確保することによって本件ライセンス契約の対価を実質的に収受していたという本件国外関連取引の実情があったことを前提とすると，BB品の販売取引（本件棚卸資産販売取引）を開始する前後で，ロイヤルティ料率に変化がないことは，当然である。また，単に平成19年3月期におけるBB品の一部のものについて，売上総利益が少額であったとしても，そのことをもって直ちに，BB品が本件国外関連取引全体としての利益を確保する目的を有していたことを否定することはできない。

(オ) a 原告は，一般に，独立当事者間の取引においては，自己が使用許諾を受ける製品の開発のための費用ではないライセンサーの現在の研究開発費をライセンシーが負担することを目的とした価格設定がされることはないから，移転価格税制上は，そのような独立企業間の通常の合意とは異なる価格設定を無視して独立企業間においてどのような価格で取引がされるかが検証されるべきものであるし，移転価格税制の適用上，取引当事者の主観は，独立企業間価格の取引であるか否かという判断とは無関係であるから，取引当事者の主観に関係なく，ノウハウ等の使用許諾取引の独立企業間価格とBB品の販売における独立企業間価格とを個別に判断すれば足りるというべきである旨主張する。

しかし，取引の実態を無視して対価の額を検証することが，取引の実情からかい離した非合理的なものであることは，前記(イ)及び(ウ)のとおり

りであり、被告は、単に原告及び本件国外関連者の主観的な認識のみを前提として本件ライセンス取引と本件棚卸資産販売取引とを一体のものとして独立企業間価格を算定すべき旨を主張しているものでもない。

5 b 原告は、仮に、本件ライセンス取引と本件棚卸資産販売取引とが相互に影響を及ぼしているとしても、そのことから直ちに両取引を合わせたものを1個の取引であるとして1個の独立企業間価格を算定する方法を用いなければならないものということとはできず、2つの取引を移転価格税制の検証対象とすべき場合であっても、そのそれぞれの取引について
10 独立企業間価格を算定して計算された所得の移転額を合算することにより検証をすることが可能である旨主張する。

しかし、部分開示とされためっき薬品の製造等のノウハウ等と、非開示部分の原材料の混合物であるBB品とは、これらが一体のものとして取引されて初めて価値を有する点に特色があり、これらのものが単独では取引の対象とはならないから、本件棚卸資産販売取引と本件ライセンス取引とを別個のものとして捉えた上で比較可能な外部の比較対象取引
15 を見いだすことは困難である。

(3) 本件については残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法を用いることが適切であること

20 ア 残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法以外の方法を本件に用いることが適切ではないこと

次のとおり、残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法以外の方法を用いて本件国外関連取引の独立企業間価格を算定することは適切ではない。

(7) 取引単位営業利益法は、棚卸資産の販売又は購入をする国外関連取引に係る営業利益の水準と比較対象取引に係る営業利益の水準を比較する方法
25 であり、比較的単純な機能を果たす取引当事者の一方に係る比較対象取引を選定して独立企業間価格を算定することになるが、取引当事者の双方に

重要な無形資産が存する場合、無形資産が営業利益の水準に与える影響は様々であるため、比較可能性のある比較対象取引を見いだすことが困難となる。移転価格ガイドライン（2017年（平成29年）に改訂される前のもの）2.59においても、取引単位営業利益法は、双方の当事者がユニークな無形資産を保有している場合には信頼性が低く、そのような場合には、一般的に利益分割法が最も適切な方法となる旨が指摘されている。

したがって、取引当事者の双方が重要な無形資産を保有する本件国外関連取引においては、取引単位営業利益法又は取引単位営業利益法に準ずる方法及び取引単位営業利益法と同等の方法又は取引単位営業利益法に準ずる方法と同等の方法は、適切な方法とはいえない。

(イ) 比較利益分割法は、棚卸資産の販売又は購入をする国外関連取引と類似の状況の下でされた非関連者間取引に係る非関連者間の分割対象利益等に相当する利益の配分割合を用いて、当該国外関連取引に係る分割対象利益等を法人及び国外関連者に配分することにより独立企業間価格を算定する方法であるから、比較利益分割法を用いるためには、類似の状況の下でされた非関連者間取引が存在する必要があるが、本件においては、そのような非関連者間取引を見いだすことは困難であり、比較利益分割法又は比較利益分割法に準ずる方法及び比較利益分割法と同等の方法又は比較利益分割法に準ずる方法と同等の方法を用いることはできない。

(ウ) 寄与度利益分割法は、棚卸資産の販売又は購入をする国外関連取引に係る分割対象利益等をその発生に寄与した程度を推測するに足りる国外関連取引の当事者に係る要因に応じてこれらの者に配分することにより独立企業間価格を算定する方法であるが、無形資産により生じた利益とそれ以外の利益とを区別しないため、法人又は国外関連者が重要な無形資産を有しており、それによって生み出された利益がある場合には、その貢献による利益を適切に評価する必要があり、これを区分しないまま、典型的な分割

要因である人件費等の費用の額や投下資本の額等を分割要因として分割対象利益を分割するのでは、重要な無形資産の貢献による利益が存在するにもかかわらず、その貢献度が分割対象利益の配分に適切に反映されないことになり合理性を欠くといった問題点が指摘されている。

5 イ 残余利益分割法の特徴等

残余利益分割法は、第一段階として、棚卸資産の販売又は購入をする国外関連取引に係る分割対象利益のうち重要な無形資産を有しない非関連者間取引で通常得られる利益（基本的利益）を国外関連取引の両当事者にそれぞれ配分し、第二段階として、基本的利益を配分した後の利益（重要な無形資産により生じた利益。これを「残余利益」と呼ぶ。）を、当事者双方の有する重要な無形資産の価値に応じて合理的に配分し、独立企業間価格を算定する方法であり、重要な無形資産の貢献により通常为非関連者間取引に比して、より多額の営業利益（残余利益）を獲得していると考えられる場合に、当該残余利益を重要な無形資産の価値に応じて合理的に配分し、適切な独立企業間価格を算定することができる方法である。

なお、残余利益分割法又は残余利益分割法と同等の方法において、超過利益とは、基本的利益と対になる概念であって、重要な無形資産を有しない場合に得られる利益（基本的利益）を超える部分の利益は、全て超過利益とされる（つまり、超過利益と残余利益は同じ意味である。以下、超過利益と残余利益の概念を区別することなく、「残余利益」として記載する。）。

したがって、残余利益分割法は、適用対象法人及び国外関連者が重要な無形資産を有する場合に用いられるべきであり、特に、グループ企業内の複数の当事者に独自の寄与が認められる場合には、重要な無形資産の貢献を分割要因に反映することができる点で合理的な算定手法である。

25 ウ 残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法を用いて本件国外関連取引の独立企業間価格を算定することが相当であること

本件国外関連取引においては、原告は、中央研究所を中心にめっき薬品の製造等に係る研究開発をし、固有製品を始めとするめっき薬品の製造等のノウハウ等という無形資産を形成し、本件国外関連者は、原告から上記の無形資産の包括的な開示を受けることにより、顧客のニーズに即応するトータルな表面処理加工の技術を提供することができるとともに、顧客の認定取得の技術支援サポート、24時間サポート、クレーム解析、アフターサービス等の業務をすることによる営業技術支援に係る無形資産を形成して高い収益を実現しており、それぞれが、他者に優位な競争上の地位を築くことをもって本件国外関連取引における利益の源泉としている。このように、原告及び本件国外関連者の双方が有する重要な無形資産が利益の獲得に寄与していることに着目し、その重要な無形資産の価値に応じて残余利益を分配して本件国外関連取引の独立企業間価格を算定することが合理的である。

エ 原告の主張がいずれも失当であること

(7) 原告は、①原告がする研究開発活動は、競合他社もしており、原告独自の機能ではないし、競合他社と比較して売上高に占める研究開発費の比率も高くない、②原告の研究開発活動の成果であるめっき薬品の製造等のノウハウ等を用いて製造されためっき薬品は、競合他社も同様の機能を持つ代替可能な競合製品を販売していることから、競合他社のめっき薬品と比較して格別の優位性も差別化もなく、製造等のノウハウ等又はめっき薬品の品質を理由として高い価格で多くのめっき薬品が購入されているという事実もないなどとして、原告がした研究開発活動の結果により、本件国外関連者が台湾で優位な競争上の地位を築いたという事実は存在しないから、原告と本件国外関連者の双方に重要な無形資産があることを理由として、本件に残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法を用いることが適切である旨の被告の主張は、その前提を誤っている旨主張する。

しかし、仮に、原告の研究開発活動の成果であるノウハウ等を用いて製

5 造されためっき薬品が、その品質又は内容において、競合他社のめっき薬品に劣るものであったとすれば、いかに本件国外関連者がする営業技術支援が競合他社にはない独自の優れた機能であったとしても、顧客のニーズを満たすめっきプロセス等を提供することは不可能であったのであり、本件国外関連者が現に得ていたような高い収益を得ることはできなかつたはずである。そして、競合他社が研究開発活動をし、本件ライセンス製品と同等の機能を有する代替可能な競合製品を販売しているとしても、それは、原告及び本件国外関連者の競合他社も、それぞれに異なる独自の無形資産を有していることを意味するにすぎず、原告の研究開発活動の成果として蓄積されためっき薬品の原料の配合比等のノウハウ（無形資産）は、これを有しない場合との比較で残余利益をもたらす独自の価値を有することを否定しない。むしろ、原告が有する上記の無形資産は、前記ウの本件国外関連者の独自の営業技術支援に係る無形資産の前提となっていたものといえるのであり、原告が有する当該無形資産が、本件国外関連取引
10 における最大の強み又は利益の源泉であったということが出来る。

したがって、本件国外関連者は、原告から、原告がした研究開発活動の結果として蓄積されためっき薬品の製造等のノウハウ等という無形資産の開示を受けることにより、独自の機能を有しない他社に優位な競争上の地位を築き、他の独自の機能を有する競合他社とも比肩し得る競争力を保
15 っているといえるから、原告が有する上記の無形資産が重要な無形資産に当たらない旨の原告の主張は、誤りである。

(イ) 原告は、残余利益が生ずるためには、製品が高い価格で売れなければならないところ、ノウハウ等の含まれた商品の販売価格が高いものであるとしても、当該商品の販売とともに役務の提供もされている場合には、ノウハウ等の価値が高いから販売価格も高いのか、提供された役務の価値が高いから販売価格が高いのかを決する証拠を提示しない限り、高い販売価格
20 25

の結果実現した残余利益の源泉が何に由来するものであるかが不明であり、本件国外関連取引においても、原告の研究開発活動が利益の発生に貢献しているとは認められず、仮に、貢献があるとしても、その程度は、本件国外関連者の顧客に対するサービス活動と比較して極めて小さいことが認められるのであって、原告の研究開発活動の結果として、台湾における残余利益（高い価格で売れたこと）が生み出されていることを示す客観的な証拠も全く提出されていない旨主張する。

しかし、このような残余利益は、例えば、無形資産の活用により、そのような無形資産を利用せずに製造された製品よりも高く製品が販売される場合に生ずるだけではなく、無形資産の独自の機能により、それを有しない場合よりも製品が多く売れる場合、取引機会が拡大する場合、損失を減少させる場合等、様々な形で発生し得るものであるから、原告の主張は、残余利益が様々な形で発生し得るものであることを見過ごしたものである。また、被告は、本件ライセンス製品の販売価格が高いかどうかを問題としておらず、ノウハウ等の価値が高いから販売価格も高いのか、提供された役務の価値が高いから販売価格が高いのかも問題とはならない。

そして、原告が有する無形資産の重要性は、原告自身がこれを前提としている上、原告が有する原料の配合比というノウハウは、それが顧客のニーズに沿っためっき薬品を生み出す場合には極めて価値の高い独自性のある無形資産といえるのであって、残余利益の源泉となるものといえることができる。また、原告が有する無形資産は、このような個々のめっき薬品の製造等のノウハウ等にとどまるものではなく、個々のめっき薬品をプロセスとして用いる場合における技術情報、ノウハウ等並びに顧客のめっきラインの立ち上げ及び不具合発生時の技術サポートをも包含しており、これらが台湾における残余利益の発生に貢献していることも明らかである。

その上で、本件国外関連取引における残余利益の発生についてみると、

本件国外関連取引は、一定の品ぞろえを伴った複数のめっき薬品の製造等のノウハウ等が包括的に開示されるパッケージとしての取引であり、品ぞろえが豊富であることにより、複数のめっき薬品が組み合わせられて順次使用されるめっきプロセスにおいて、顧客の様々なニーズを満たすめっきプロセスの提供が可能となり、このことが本件国外関連者の取引機会の拡大、マーケットシェアの維持又は拡大等に結びついて本件国外関連者の残余利益を生み出しているといえる。また、原告の有するめっき薬品の製造等のノウハウ等と本件国外関連者がする営業技術支援が共に重要な無形資産であり、その両方から残余利益が生み出されているものであるから、そのどちらか片方のみが残余利益の源泉であることを前提にする原告の立論は、その前提を誤っている。

(ウ) 原告は、被告が主張する残余利益分割法と同等の方法を用いた本件ライセンス取引の独立企業間価格に関する計算結果をロイヤルティ料率に引き直すと、平成19年3月期のロイヤルティ料率が20%に達するが、これは通常のマーケットレートからは常識的に見てあり得ないものであり、被告の主張する残余利益分割法と同等の方法が、理想的な価格や所得の配分から著しくかい離した結果しか算定し得ないことを示している旨主張する。

しかし、残余利益分割法と同等の方法を用いて独立企業間価格を算定したことが適切であることは、比較対象取引があるか否か、原告及び本件国外関連者が重要な無形資産を有しているか否かを適切に判断することによって担保されるべきものであり、通常のマーケットレートの常識とされるものから判断されるべきものではない。このことは、移転価格ガイドライン（現行のもの）2.10、同6.144の各定めからも裏付けられる。

また、原告が指摘する通常のマーケットレート等とされるものが、一般的な経験則として正しいこと自体に疑問がある上、本件は、本件国外関連者が突出して高い売上高営業利益率を上げているという特異な事案であ

るから、通常のマーケットレートとされるものを基準に本件を論ずること自体が失当である。そして、本件は、原告が、第三者に対してはおよそ供与し得ない新製品の製造等のノウハウ等も含めて包括的にその使用を許諾したという事例であって市場における相場が存在せず、独立企業間価格をロイヤルティ料率に引き直した場合の結果は、残余利益分割法と同等の方法の合理性を検討するための参考とはなり得ない。

(原告の主張の要点)

(1) 残余利益分割法を用いることがその他の方法における最も適切な方法であることを被告が立証すべきこと

ア 一義的に定まる最も適切な独立企業間価格を算定することができる方法のみが適法なものであることは法令等の定めからも明らかであること

(ア) 租税特別措置法66条の4第2項は、独立企業間価格を算定する方法を基本三法とその他の方法とに二分し、基本三法を用いることができない場合でなければ、その他の方法を用いることができない旨を規定していた。

これは、類型的に見て、基本三法が、その他の方法よりも独立企業間価格をより正しく計算することができる信頼性の高い方法であると考えていたからである。また、同項は、同一類型に属する複数の方法を用いることが可能な場合、いずれの方法を用いてもよいという選択を認めていたものではなく、基本三法のいずれの方法を用いることが可能であったとしても、

3つの方法のうち事案の状況に最も適した方法（独立企業間価格を最も正しく計算することができる方法）を用いる必要があるとしていたのであって、これは、その他の方法の類型に属する複数の方法を用いることが可能な場合であっても同様である。つまり、基本三法については、当該方法が基本三法の中で最も適切な方法であることが、その他の方法については、基本三法を用いることができず、かつ、当該方法がその他の方法の類型に属する方法の中で最も適切な方法であることが、要件となっていた。

(イ) 憲法の規定を前提とすると、国は、その統治権の一環として課税権を有し、法律の定めるところに従って、国民に対し、租税を賦課し、徴収することができるが、その反面、法律の根拠なく租税を賦課し、徴収することはできない。このような課税要件明確主義によれば、納税者の経済活動における法的安定性と予測可能性を保障するため、課税要件並びに租税の賦課及び徴収の手續に関する法令の規定は、一義的でかつ明確なものでなければならないから、租税法においては、行政庁の自由裁量を認める規定を設けることは原則として許されないと解されており、複数の独立企業間価格を算定する方法の中から任意の1つを課税庁が選択して用いることはあり得ず、特定の事実関係の下において用いるべき独立企業間価格を算定する方法は、法律の規定に基づいて一義的に定まっているものといえ、当該独立企業間価格を最も適切に算定し得る方法のみが適法である。仮に、納税者に独立企業間価格を算定する方法の選択を認める趣旨であれば、納税者による選択の手續や納税者が選択しない場合の独立企業間価格を算定する方法の決定に関する規定が存在するはずであるが、租税特別措置法にはそのような規定は存在しない。

(ウ) 租税債務は、法律要件の充足によって法律上当然に成立するが、その具体的数額は、納税者及び課税庁によって主観的に把握されない場合が多く、自動的に明確になるものではないから、納税義務の数額を具体的に確認して、納税者及び課税庁の主観に反映させることが不可欠である。申告納税方式は、納税義務が納税者の申告行為により確定することを原則とし、その申告がない又は正しくない場合に限って、課税庁の処分により納税義務を確定させる方式をいい、課税庁による更正は、法律要件の充足によって当然に成立した一種の法定債務である納税義務を確認する行為にすぎない。そうすると、申告納税方式の下においては、課税庁の裁量（本件においては、複数の独立企業間価格を算定する方法のうちから任意の1つの方法を

選択すること) 次第で異なる数額の納税義務が確定することはあり得ず、特定の事実関係の下において用いるべき独立企業間価格を算定する方法は、法律の規定に基づいて一義的に定まっているものといえる。

5 (エ) 国税庁は、平成23年法律第82号によって租税特別措置法が改正される前に作成した文書(甲54)において、独立企業間価格を算定するに当たっては、法令に従い、個々の事例における事実関係に即して、最も合理的な方法を選択する必要がある旨を記載していた。

イ 租税特別措置法66条の4第2項においても最も適切な方法であることは同項を適用するための要件であったこと

10 被告は、租税特別措置法66条の4第2項には「最も適切な方法」という文言がないから、最も適切な方法であることは、同項の要件ではなく、当該事案の特徴に照らし、残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法によって独立企業間価格を算定することが合理的であるといえれば、残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法によって独立企業間価格を算定することができると解すべきである旨主張するが、次のとおり、同項においても、
15 最も適切な方法であることが同項を適用するための要件であった。

(ア) 移転価格ガイドライン(2010年(平成22年)に改訂される前のもの)は、独立企業間価格を算定する方法を、伝統的取引基準法(基本三法に相当するもの。以下同じ。)と取引単位利益法(取引単位営業利益法及び取引単位利益分割法。以下同じ。)という2つのカテゴリーに分け、
20 伝統的取引基準法を原則的な方法とし、取引単位利益法は、伝統的取引基準法を用いることができない例外的な場合に用いることができるものと位置付けていた。租税特別措置法66条の4第2項も、上記の移転価格ガイドラインと同様、基本三法を原則的な方法とし、その他の方法は、基本三法
25 を用いることができない場合に例外的に用いることができるとしていた。

しかし、平成7年以降の移転価格税制の運用の実態としては、取引単位

利益法が用いられるケースが例外的とはいえないほど多かったため、移転価格ガイドライン（2017年（平成29年）に改訂される前のもの）は、上記の実態に合わせて取引単位利益法を例外的なものとする位置付けを改め、事案の状況に最も適した方法により独立企業間価格を算定すべきものとして、独立企業間価格を算定する方法の優先順位の柔軟化を図った。

もともと、移転価格ガイドライン（2010年（平成22年）に改訂される前のもの）においても、独立企業原則に照らして具体的事案の下においてどの方法が正しい独立企業間価格を合理的に算定し得るかという観点から、伝統的取引基準法を用いることができる場合には、その中の最も適切な方法により独立企業間価格を算定しなければならない、伝統的取引基準法を用いることができない場合には、その他の方法の中の最も適切な方法により独立企業間価格を算定しなければならないと解されており、納税者又は課税当局に、独立企業間価格を算定する方法を選択することが認められていたわけではないから、移転価格ガイドライン（2017年（平成29年）に改訂される前のもの）が事案の状況に最も適した方法を選択すべき旨を定めているのは、従来からの解釈を確認するものにすぎない。

この点は、平成23年法律第82号による租税特別措置法66条の4第2項の改正も同様であり、従来は、納税者又は課税当局に独立企業間価格を算定する方法を選択することを認めていたのを最も適切な方法のみを認めるという厳格化を図ったのではなく、現行の租税特別措置法66条の4第2項が規定する「最も適切な方法」という文言は、確認規定である。このことは、移転価格税制が推計的要素を有すること及び現実に実現された所得に対して課税するという所得課税の建前から裏付けられ、理想的な価格や所得配分に最も近似する結果を算出することができる方法のみが適法な方法となるというべきである。

(イ) 租税特別措置法66条の4第2項は、基本三法を優先的に用いるべき旨

の規定を置いていたところ、これは、「同種」、「同様の状況」、「通常の利益率」等の要件が満たされる場合には高度の比較可能性があり、類型
的に見て、その他の方法よりも客観的存在としての独立企業間価格に近似
する価格を算出することができるため、基本三法は、その他の方法よりも
5 適切な方法であるという法律上の推定を規定したものである。その結果、
基本三法を用いることができる場合には、基本三法の中で客観的存在とし
ての独立企業間価格に最も近似する価格を算出することができる方法が、
最も適切な方法として同条1項の独立企業間価格を適法に計算する唯一の
方法であり、基本三法を用いることができない場合には、その他の方法の
10 中で客観的存在としての独立企業間価格に最も近似する価格を算出する
ことができる方法が最も適切な方法として同項の独立企業間価格を適法に計
算する唯一の方法である。

ウ 被告の主張が失当であること

被告は、基本三法及び基本三法と同等の方法を用いることができないこと
15 を前提として、当該事案の特徴に照らし、残余利益分割法及び残余利益分割
法と同等の方法を用いて独立企業間価格を算定することが合理的であれば、
それ以外の用い得る方法を全て比較した上で残余利益分割法及び残余利益分
割法と同等の方法の方がより信頼することができることを逐一立証しなくとも、
当該方法の選択が違法となるものではないと解すべきである旨主張する。

20 しかし、被告の主張によれば、納税者及び課税庁が確認することができる
租税債務が潜在的に複数存在し得ることとなり、法律の規定によって一義的
に定まらないから、前記ア(イ)の課税要件明確主義により、誤りである。

また、被告の主張を、本件において、残余利益分割法及び残余利益分割法
と同等の方法が他の潜在的な方法の全てと比較して適切であることの主張立
25 証を求めるのは、課税庁に過大な負担を負わせるものであり、公平に反する
旨のものと理解したとしても、課税庁が租税特別措置法66条の4第2項を

適用する要件である最も適切な方法であることの立証責任を全く負わない旨の結論を導くものではない。公平の点についても、課税庁が当該事案において通常想定し得るその他の方法との比較をするなど合理的な検討及び調査を尽くしたにもかかわらず、残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法よりも適切な方法が存在しなかったことを立証した場合には、原告が残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法よりも適切な方法を具体的に主張立証しない事実を間接事実として、残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法が最も適切な方法であることが事実上立証されたものとすれば足り、移転価格ガイドラインが、最も適切な方法であることの立証が必要であるとして
5
10
15
20
25

していること（移転価格ガイドライン（2017年（平成29年）に改訂される前のもの）2.8、同3.4及び同3.5参照）にも整合的である。
したがって、被告は、本件において、残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法が、通常想定し得るその他の方法のいずれよりも適切であることを立証しなければならない。

エ 本件においては残余利益分割法又は残余利益分割法と同等の方法を用いることが独立価格比準法と同等の方法若しくは独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法又は原価基準法を用いるよりも適切であることを被告が積極的に立証すべきこと

(7) 独立企業間価格を算定する方法を選定するに当たり、仮に、基本三法を用いることができない場合であったとしても、そのことによって直ちに残余利益分割法の適用が適法となるものではない。残余利益分割法を用いて独立企業間価格を算定したことが適法であるといえるためには、個々の具体的な状況の下で、独立企業原則に照らし、残余利益分割法がその他の方法の中で独立企業間価格を算定する上で最も信頼することができる方法であることを立証しなければならない。すなわち、残余利益分割法は、独立価格比準法に準ずる方法を含むその他の方法のいずれのものを用いる場合

よりも、同様の取引が同様の状況の下で、独立第三者間でされたとしたならば成立したであろう取引価格により近似する価格を算定することができる場合に限って、事案の状況に適した合理的な方法となるのであり、その主張立証責任は、被告にある。しかも、本件においては、原告が、Z10
5 ライセンス取引を比較対象とする独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法を用いて本件ライセンス取引の独立企業間価格を算定することができる旨を具体的に主張している。

しかし、被告は、残余利益分割法と同等の方法を用いて本件ライセンス取引の独立企業間価格を算定することが、Z10ライセンス取引を比較対象取引とした独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法を用いて独立企業間価格を算定することよりも独立企業原則に照らして信頼性が高い方法であること（本件ライセンス取引の理想的な価格又は所得の配分の近似値を算定し、最も適切な方法であること）及び残余利益分割法を用いて本件棚卸資産販売取引の独立企業間価格を算定することが、Z10棚卸資産
10 販売取引を比較対象取引とする原価基準法を用いて独立企業間価格を算定することよりも独立企業原則に照らして信頼性が高い方法であること
15 のいずれについても、何ら主張立証していない。

(イ) 残余利益分割法も、独立企業原則に基づく方法であり、独立企業であればその取引から実現を期待したと思われる利益分割の近似が算定されなければならないから、独立企業間の合意において期待され反映されるであろう利益の分割に近似させるような経済的に合理的な基準が存在しなければならないが、そのような経済的に合理的な基準を決定するのに必要な資料が存在しない場合には、残余利益分割法を用いることは認められない。

(2) 本件に残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法を用いる際の取引
25 の単位を本件国外関連取引全体とすることが違法であること

ア 本件ライセンス取引と本件棚卸資産販売取引とが価格設定について関連し

ていないこと

(ア) 本件国外関連者は、本件ライセンス製品を製造するに当たり、そのほとんどについてBB品を原料として使用していないから、本件ライセンス取引のうちのほとんどのものには、その価格に影響を及ぼす可能性のあるBB品の取引（本件棚卸資産販売取引）が存在しない。例えば、平成19年3月期のBB品の取引は、240個の無形資産の使用許諾取引に対して僅か12品目にとどまっている。本件ライセンス取引と本件棚卸資産販売取引がその価格設定について関連しているとはいえないから、本件国外関連取引全体を1つの単位として独立企業間価格を検証することはできない。

(イ) めっき薬品は、BB品を用いる場合もBB品を用いない場合も、原料をタンクに投入してかくはんすることによって製造される場所、めっき薬品の製造等のノウハウは原料の構成比にあって製造工程にはないため、その製造工程は同一である。BB品の目的は、あるめっき薬品の製造等のノウハウ等を開示するに当たってその原料の構成比をそのまま開示するのではなく、複数の市販品を混ぜ合わせたものをBB品として加え、BB品を含む原料の構成比をライセンシーに開示することによって、製造等のノウハウが第三者に流出することを防ぐことであって、原料の構成比を変えるものではないから、BB品自体は、混合された原料の価格の合計額以上の価値を有するものではなく（したがって、BB品を含むノウハウ等の開示を受けたライセンシーに対する原料の販売に係る対価の額と完全なノウハウ等の開示を受けたライセンシーに対する原料の販売に係る対価の額は、競争市場においては、理論的には同一である。）、ノウハウ等を含むものとして高値で取引されているものでもない。BB品を含まない形式で製造等のノウハウ等を開示した場合も、BB品を含む形式で製造等のノウハウ等を開示した場合も、開示されたノウハウ等の内容は同一であり、少なくとも「同種」のものであるから、その対価の額も同一である。現に、BB

品を用いたライセンス契約のロイヤルティ料率が、BB品を含まないライセンス契約のロイヤルティ料率よりも低く設定されるという事実はなく、本件においてその立証もない。

したがって、BB品を原料の1つとして用いているめっき薬品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引について、BB品の価格が無形資産の使用許諾取引の対価の額の影響を受けている事実も、無形資産の使用許諾取引の対価の額がBB品の価格の影響を受けている事実もない。このことは、Z10との取引において、当初は製造等のノウハウを全部開示していたのを、その後BB品を含む部分開示に切り替えたにもかかわらず、Z10との間の契約条件（ロイヤルティの額）をそのまま維持して何らの変更もしなかった事実からも裏付けられる。

(ウ) 仮に、BB品の価格が高く設定されていて原告が高い利益を得ていた事実があったとしても、それは我が国で申告されて課税された利益が独立企業間で取引がされたと仮定した場合よりも過大であったことを示すだけであり、移転価格税制上は、何の問題もない。

また、原告が、本件調査担当者に対し、本件ライセンス取引及び本件棚卸資産販売取引の双方を残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法を用いる対象となる国外関連取引とすべき旨を上申した(乙64)のは、残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法を用いて本件国外関連取引の独立企業間価格が算定される場合に備えたものであり、次善の策として、所得移転金額が少しでも少なくなるよう独立企業間価格を上回る価格で取引をしている本件卸売資産販売取引と本件ライセンス取引の双方を残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法を用いて独立企業間価格を算定する対象とすべきことを主張したにすぎない。

イ 原告の主観や被告が主張する本件国外関連取引の実情とされるものは独立企業間価格を算定する取引の単位とは関係がないこと

(ア) 被告は、原告が、① B B 品を販売することにより研究開発費を回収していた、② B B 品の価格をコントロールすることが可能であった旨主張する。

しかし、製造等のノウハウ等の使用許諾取引の独立企業間価格の検証は、同様の製造等のノウハウ等の使用許諾取引を第三者間でしている場合には、当該取引を比較対象取引としてすることが可能であり、 B B 品の販売の有無によって、結論が異なることはないから、被告の主張するところは、原告が B B 品の価格を独立第三者間における取引価格よりも高く設定していたというものにすぎず、本件ライセンス取引について、原則どおりに個々のめっき薬品の製造等のノウハウ等ごとの使用許諾取引について独立企業間価格を検証することができるかということや、本件棚卸資産販売取引の独立企業間価格を本件ライセンス取引とは別個に検証することができるかということとは、無関係なものというべきである。

(イ) 被告は、 Z 3 が販売する主要なめっき薬品のほとんどに原材料として B B 品が使用されており、これを売上金額の割合で見た場合、本件各事業年度の平均で 6 割を超えるめっき薬品について B B 品を使用することが必要であるなどとして、本件ライセンス製品については、原材料として B B 品を使用することが一般的であったといえる旨主張する。

しかし、 B B 品を使用することが一般的であるか否かは、本件ライセンス取引と本件棚卸資産販売取引を一体のものとして検証することが例外的に許されるか否かということとは全く関係がない。また、被告の主張を前提としても、 B B 品が使用されていない約 4 割のめっき薬品については、本件ライセンス取引と本件棚卸資産販売取引を一体のものとして検証する合理性がないから、それらの取引については、原則どおり、個別の取引ごとに独立企業間価格が検証されなければならない。

(ウ) 被告は、①原告が、本件ライセンス取引について、ロイヤルティ収入のみでは十分な利益を回収するどころか投下した研究開発費すら十分に回収

5 することができていないとの認識を有しており， B B 品を本件ライセンス
製品の原材料の一部として指定し， 情報漏えいの防止を図るとともに， B
B 品の販売に係る利益を確保し， 本件ライセンス取引の対価を回収するこ
とも考慮して本件棚卸資産販売取引の対価が設定されていた以上， 本件ラ
イセンス取引と本件棚卸資産販売取引を一体のものとみた上でその独立企
業間価格を算定すべきである， ②成分の構成比が不明な原材料の混合物で
ある B B 品は， これを用いためっき薬品の製造等のノウハウ等の提供を前
提としない限り， 通常， 取引の対象となり得ない不完全なものであって，
めっき薬品の製造等のノウハウ等と B B 品とはあくまでも不可分一体のも
10 のとして取引される実態にあるから， 別個に対価の額を検証することは，
取引の実情からかい離した非合理的な手法であるなどと主張する。

15 しかし， ノウハウ等の使用許諾取引の対価の額が， 棚卸資産販売取引の
有無によって異なる場合には， 独立企業原則に照らし， 棚卸資産販売
取引を同時にしている場合であっても， 比較可能な非関連者間のノウハウ
等の使用許諾取引の対価の額に基づいて算定すべきものである。

20 さらに， 一般に， 独立当事者間の取引においては， 自己が使用許諾を受
ける製品の開発のための費用ではないライセンサーの現在の研究開発費
をライセンシーが負担することを目的とした価格設定がされることはな
いから， 移転価格税制上は， そのような独立企業間の通常の合意とは異なる
価格設定を無視して独立企業間においてどのような価格で取引がされ
るかが検証されるべきものである。

25 また， 移転価格税制の適用上， 取引当事者の主観は独立企業間価格の取
引であるか否かという判断とは無関係であるから， 取引当事者の主観に関
係なく， ノウハウ等の使用許諾取引の独立企業間価格と B B 品の販売にお
ける独立企業間価格を個別に判断すれば足りるというべきである。

(エ) 被告は， 本件国外関連取引においては， 原告が， B B 品の利幅を大きく

取ることによって本件国外関連取引全体としての利益の回収を図るという実情があったことを無視して、本件国外関連取引全体の合理的かつ適正な独立企業間価格を算定することは不可能である旨主張する。

しかし、原告の主力商品（Z 1 2）の製造等のノウハウの使用許諾取引のロイヤルティ料率は、本件国外関連取引においても、Z 1 0 ライセンス取引においても、B B 品の取引を開始する前後で変化はなく、当該ロイヤルティ料率は、B B 品取引を考慮して価格が設定されているわけではないから、本件ライセンス製品の製造等のノウハウ等の使用許諾取引（本件ライセンス取引）と、本件ライセンス製品を製造するための原料であるB B品の販売取引（本件棚卸資産販売取引）とを一体として独立企業間価格を算定すべき理由はない。現に、原告は、平成19年3月期において、本件国外関連者及びZ 1 0 に対し、原告の主力商品（Z 1 2）のB B 品を販売したところ、当該取引により原告が得た売上総利益（平成19年3月期）は、本件国外関連者に対するものが11万2600円、Z 1 0 に対するものが31万1520円にすぎず（乙104の2、乙105）、その利益の額は少額である。B B 品の取引の主たる目的は、製造等のノウハウの秘密の保持にあり、ロイヤルティ収入の額の調整をする意味を全く有していない。

ウ 本件棚卸資産販売取引自体の独立企業間価格を算定することができること
本件棚卸資産販売取引については、前記1（原告の主張の要点）(3)のとおり、本件棚卸資産販売取引自体について、独立企業間価格を検証することが可能であるから、これを本件ライセンス取引と一体のものとして、その独立企業間価格を検証すべき合理的理由はない。

エ 本件ライセンス取引の独立企業間価格と本件棚卸資産販売取引の独立企業間価格を合算すれば足りること

仮に、本件ライセンス取引と本件棚卸資産販売取引とが相互に影響を及ぼ

しているとしても、そのことから直ちに両取引を合わせたものを1個の取引であるとして1個の独立企業間価格を算定する方法を用いなければならないものということとはできない。

5 例えば、ある法人が当該法人の国外関連者との間でしたのと同様の無形資産の使用許諾取引が独立企業間でされたと仮定した場合の対価の額を計算することができ、かつ、当該法人と当該法人の国外関連者との間でしたのと同様の棚卸資産販売取引が独立企業間でされたと仮定した場合の対価の額を計算することができたのであれば、当該仮定に係る上記の法人が得る所得の額と実際に法人が得た所得の額を比較することにより、所得の国外移転額を適
10 法に計算することができる。このように、2つの取引を移転価格税制の検証対象とすべき場合であっても、そのそれぞれの取引について独立企業間価格を算定して計算された所得の移転額を合算することにより検証をすることが可能である。移転価格ガイドライン（2017年（平成29年）に改訂される前のもの）3.9もその趣旨を明らかにするものである。

15 (3) 本件に残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法を用いることが不適切であること

ア 本件ライセンス取引については独立価格比準法と同等の方法又は独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法を用いることができること

20 移転価格ガイドライン（2017年（平成29年）に改訂される前のもの）においても、伝統的取引基準法と取引単位利益法が同等の信頼性をもって用いることが可能な場合には、伝統的取引基準法の方が取引単位利益法よりも望ましい旨や、独立価格比準法と他の独立企業間価格を算定する方法が同等の信頼性を持っており、そのいずれも用いることが可能な場合には、独立価格比準法のほうが望ましい旨が記載されており、比較対象取引が存在する場
25 合には、一般に独立価格比準法が最も適切な方法であるとする考え方は、移転価格ガイドライン（2010年（平成22年）に改訂される前のもの）か

ら一貫している。

本件においては、Z10ライセンス取引という比較対象取引が存在し、移
転価格ガイドラインが定めるCUP法に該当する租税特別措置法が規定する
独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法を用いることができるから、残余
5 利益分割法と同等の方法を用いるよりも適切な方法を用いることができる事
案であるというべきである。

イ 本件は残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法を用いる要件を欠
いていること

(ア) 被告は、①本件国外関連取引においては、原告が、中央研究所を中心に
10 めっき薬品の製造等に係る研究開発活動をし、固有製品を始めとするめっ
き薬品の製造等のノウハウ等という無形資産を形成し、本件国外関連者は、
原告から上記の無形資産の包括的な開示を受けることにより、顧客のニー
ズに即応するトータルな表面処理加工の技術を提供することができるのと
もに、顧客の認定取得の技術支援サポート、24時間サポート、クレーム
15 解析、アフターサービス等の業務をすることによる営業技術支援に係る無
形資産を形成して高い収益を実現しており、それぞれが、他者に優位な競
争上の地位を築くことをもって本件国外関連取引における利益の源泉とし
ている、②仮に、原告の研究開発活動の成果であるノウハウ等を用いて製
造されためっき薬品が、その品質又は内容において、競合他社のめっき薬
20 品に劣るものであったとすれば、いかに本件国外関連者の営業技術支援が
競合他社にはない独自の優れた機能であったとしても、顧客のニーズを満
たすめっきプロセス等を提供することは不可能であったのであり、本件国
外関連者が現に得ていたような高い収益を得ることはできなかつたはずで
ある、③原告の有する無形資産は、本件国外関連者の独自の営業技術支援
25 の前提となっていたものといえるのであり、原告の有する当該無形資産が、
本件国外関連取引における最大の強み又は利益の源泉であったなどと主張

するが、次のとおり、誤りである。

5 a 台湾において、本件国外関連者の電子部品向けの機能めっきのシェアはゼロであったところ、顧客に対する徹底的な技術サポートを販売契約締結前から販売契約締結後に至るまで提供し続けるというZ1のユニークなビジネスモデル（このようなサービスを提供する競合他社は、台湾には存在しない。）の結果として、Z1に向けた潜在的な顧客に対する認知度が高まり、圧倒的なシェアを獲得するに至ったから、台湾における圧倒的なシェアは、Z1のビジネスモデルの結果として達成されたものであり、現在も当該ビジネスモデルによって維持されているものである。このような本件国外関連者による技術サービスに係る無形資産は、
10 本件国外関連者独自の機能であり、台湾の顧客は、当該機能の結果、本件国外関連者から高い価格で多くのめっき薬品を購入し、本件国外関連者は、高い利益及びシェアを享受している。

15 もっとも、原告は、中央研究所が過去にした研究開発活動の結果として生み出されためっき薬品の製造等のノウハウ等の一部しか、本件国外関連者に開示しておらず、また、本件国外関連者に対するめっき薬品の製造等のノウハウ等の開示は、めっき薬品ごとに個別に、別々の時期にされているものであって、これを包括的に開示した事実はない。

20 b 原告がする研究開発活動は、競合他社もしており、原告独自の機能ではないし、競合他社と比較して売上高に占める研究開発費の比率も高くない。また、原告の研究開発活動の成果であるめっき薬品の製造等のノウハウ等を用いて製造されためっき薬品は、競合他社も同様の機能を持つ代替可能な競合製品を販売していることから、競合他社のめっき薬品と比較して格別の優位性も差別化もなく（ただし、これは、競合他社の
25 めっき薬品と比較して原告のめっき薬品が劣っているということではない。）、製造等のノウハウ等又はめっき薬品の品質を理由として高い価

格で多くのめっき薬品が購入されているという事実もない。被告が主張するところの「顧客のニーズに即応するトータルな表面処理加工の技術を提供すること」は、競合他社も同様にしている。

5 結局、原告の研究開発活動の結果は、原告及び本件国外関連者がめっき薬品の市場のプレイヤーであり続けるために必要な機能であるにすぎず、類似するめっき薬品の製造及び販売の事業をするための必要条件であって、残余利益を生み出すほどのユニークな機能ではない（現に、原告の有するノウハウであるめっき薬品の原料の配合比等のノウハウは、日本、韓国及び台湾における共通の取引対象であるにもかかわらず、日本や韓国においては、台湾におけるほど高いシェアも営業利益率も実現していないのであり、このことも、本件国外関連者のユニークなビジネスモデルが残余利益の源泉であることを示す間接事実であるといえる。）のであって、当該結果により、本件国外関連者が台湾で優位な競争上の地位を築いたという事実は存在しない。原告のめっき薬品と競合他社のめっき薬品との間に格別の品質の差異がないから、原告のめっき薬品の品質を理由として、顧客が、競合他社のめっき薬品よりも原告のめっき薬品を多く又は高く買うということはなく、本件国外関連者が競合他社にはないユニークなサービスをすることによって、原告のめっき薬品を多く又は高く買うから、本件国外関連者のユニークなサービスが、残余利益の源泉であって、原告の研究開発活動が、残余利益の源泉ではない。

20 被告も、原告の研究開発活動の結果として、台湾における残余利益（高い価格で売れたこと）が生み出されていることを示す客観的な証拠を全く提出していない。むしろ、原告がした調査の結果（甲 1 1 3）によれば、原告の研究開発活動が利益の発生に貢献しているとは認められず、仮に、貢献があるとしても、その程度は、本件国外関連者の顧客に対するサービス活動と比較して極めて小さいことが認められる。

c 残余利益が生ずるためには、製品が高い価格で売れなければならないところ、顧客が製品をいくらで購入するかということと当該製品が顧客のニーズに合致していることとは無関係であるから、ノウハウ等が含まれた商品であって、顧客のニーズに合致した商品であるというだけでは、当該ノウハウ等の価値が高いとはいえない。また、仮に、ノウハウ等の含まれた商品の販売価格が高いものであるとしても、当該商品の販売とともに役務の提供もされている場合には、ノウハウ等の価値が高いから販売価格も高いのか、提供された役務の価値が高いから販売価格が高いのかを決する証拠を提示しない限り、高い販売価格の結果実現した残余利益の源泉が何に由来するものであるかが不明である。

d 前記 a ないし c のとおり、原告の技術力又は研究開発活動の機能も、台湾におけるめっき薬品の販売の事業における高い利益の源泉である旨の被告の主張は、証拠に基づかない誤った主張であり、原告と本件国外関連者の双方に重要な無形資産があることを理由として、残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法を用いることが適切である旨の被告の主張は、前提を誤っているだけではなく、被告が用いた残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法が、独立企業間の利益配分に近似する合理的なものであることも立証できていないというべきである。

(イ) 本件においては、本件国外関連者のユニークなサービス提供活動の結果とめっき薬品の製造等のノウハウ等の残余利益の発生に対する貢献の相対的割合を合理的に推定する資料がなく、残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法を合理的に用いることができないから、残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法は、本件において合理的な方法ではない。

ウ ロイヤルティ料率との関係でも本件に残余利益分割法及び残余利益分割法と同等の方法を用いることが不適切であること

(フ) 被告が主張する残余利益分割法と同等の方法を用いた本件ライセンス取

引の独立企業間価格に関する計算結果をロイヤルティ料率に引き直すと、平成19年3月期のロイヤルティ料率が20%に達するが、これは通常のマーケットレートからは常識的に見てあり得ないものであり、被告の主張する残余利益分割法と同等の方法が、理想的な価格や所得の配分から著しくかい離した結果しか算定し得ないことを示すものである。

仮に、本件ライセンス取引とZ10ライセンス取引との状況に差異があることを前提とし、これをロイヤルティ料率によって調整するとしても、当該調整により増えるロイヤルティ料率の割合は、5%を超えることはない（甲142、143）ことから、被告がした計算結果が独立企業間価格を上回っていて信頼性を欠くものであることが裏付けられている。

(イ) 被告は、原告が指摘する通常のマーケットレートとされるもの等が、一般的な経験則として正しいこと自体に疑問がある上、本件は、本件国外関連者が突出して高い売上高営業利益率を上げているという特異な事案であるから、通常のマーケットレートとされるものを基準に本件を論ずること自体が失当であるし、本件は、原告が、第三者に対してはおおよそ供与し得ない新製品の製造等のノウハウ等も含めて包括的にその使用を許諾したという事例であって市場における相場が存在しない事例であり、独立企業間価格をロイヤルティ料率に引き直した場合の結果は、残余利益分割法と同等の方法の合理性を検討するための参考とはなり得ない旨主張する。

しかし、本件国外関連者が高い売上高営業利益率を上げているのは、本件国外関連者がユニークなビジネス形態を採用しているからであり、原告グループにおいても、他に同様のビジネス形態を採用している企業はなく、同様の高い売上高営業利益率を得ていないことから明らかである。

また、無形資産の使用許諾取引におけるロイヤルティ料率は、無形資産の特性ごとに変動するものではなく、業種が同じであれば、無形資産の付加価値も同程度で著しく異ならないのが一般であり、業種全体の中での営

5

業利益率とロイヤルティ料率の間に正の相関が見られるのであって、業種ごとにロイヤルティ料率の業界相場があり、これを基準にロイヤルティ料率の交渉がされるのが通常であるから、合理的な理由なく業界相場から著しくかい離したロイヤルティ料率を適用する結果となる独立企業間価格を算定する方法の信頼性は、著しく低いものというべきである。仮に、新製品であることによってロイヤルティ料率に影響が及ぶとしても、業界相場にそれを加味して修正したロイヤルティ料率が適用されるはずであるから、この点も、被告の主張を支えるものとはいえない。

10

以 上